

8 . 第 6 回政策調査研究会

月日 / 会場 06 年 2 月 18 日 (土) 総合会館 7 階第 1 研修室

報告 (畑明郎氏 / 大阪市立大学大学院教授)

四日市産廃問題に関する政策提言について

報告 (除本理史氏 / 東京経済大学助教授)

認定患者の現状について

報告 (佐無田光氏 / 金沢大学助教授)

四日市臨海部立地企業の現状

報告 (桑原武志氏 / 大阪経済大学助教授)

行政ヒヤリング調査中間報告

1) 報告(畑明郎氏/大阪市立大学大学院教授) 四日市産廃問題に関する政策提言について

2006年3月2日

三重県知事	野呂昭彦	様
三重県議会議長	田中 覚	様
四日市市長	井上哲夫	様
四日市市議会議長	伊藤正数	様

四日市環境再生まちづくりプラン検討委員会
代表 宮本憲一(大阪市立大学名誉教授)
同副代表 遠藤宏一(南山大学教授)
同事務局長 寺西俊一(一橋大学教授)
同廃棄物問題ワーキンググループ
座長 畑 明郎(大阪市立大学大学院教授
経営学研究科[環境政策論])

四日市の廃棄物問題への政策提言

四日市市では、日本最大規模の産業廃棄物不法投棄が明らかとなった大矢知産廃処分場問題、石原産業が同四日市工場で製造した放射性物質や重金属を含む「フェロシルト」を三重・岐阜・愛知の東海三県と京都府に埋め立てた問題、三重県環境保全事業団が広域市町村のごみ焼却灰を処理するガス化溶融炉建設の差止裁判と累積赤字問題(約 40 億円)などに見られるように、廃棄物をめぐる問題が最近、頻発しています。

私たち四日市環境再生まちづくりプラン検討委員会は、「環境再生」をキーワードに、将来の四日市のまちづくり案を策定しようと取組んでおり、2005年10月16日(日)午前到大矢知不法産廃処分場を視察し、午後に第5回まちづくり市民講座・政策調査研究会として「四日市市の廃棄物問題を考える」シンポジウムを開催しました。

シンポジウムには、約100人の市民が参加し、「産業廃棄物処分場の問題点と課題」、「三重県の一般廃棄物処理の問題点と課題」、「産業廃棄物法制の問題点と課題」などを研究者と真剣に議論しました。

そして、四日市の廃棄物問題を検討するため同検討委員会のなかに廃棄物問題ワーキンググループをつくり、問題を分析したうえで詳細な検討を行い、別紙のとおり「政策提言」を取りまとめました。ここに、三重県及び四日市市に提出させていただきますので、この趣旨をご理解のうえ、緊急に必要な施策を執っていただくよう、よろしく願い申し上げます。

1. 大矢知産廃不法投棄問題

大矢知産廃処分場は、川越建材興業(四日市市羽津)が、1981年に安定型産廃処分場(廃プラスチック類、ガラスおよび陶磁器くず、金属くず、がれき類など)の三重県の設置許可(面積 10,000 m²、容量 40,000 m³)を得た。1990年に構造規模変更(面積 58,854 m²、容量 1,320,000 m³)を届出したが、1994年に処分場外への廃棄物投棄により、面積 78,225 m²、容量約 1,706,833 m³と、許可容量を約 38 万m³超えていたことが判明した。県は同年 3 月と 8 月に改善命令(流出した廃棄物の撤去など)を出したが、履行されなかった。そこで、県は同年 10 月の許可期限(5 年毎の更新制)終了で更新を認めず、11 月に埋立処分は終了した。

その後、1981年の県の許可当時から、産廃処分場の一部が農地法違反(900 m²の畑転用違反)の状態だったのと、1990年の処分場拡張時に農地法違反面積が 9,000 m²になっていたことも判明した。また、県は 10 年以上前から許可外の産廃が大量に不法投棄されていたことを把握していたが、有効な対策を打たなかった責任が問われる。

2001年 4 月県実施の水質検査で廃棄物層内の井戸からベンゼン、ヒ素が環境基準を 3 ~ 4 倍超えて検出された。度重なる住民の訴えに応えた 2004 年 6 月 ~ 2005 年 6 月の県調査により、違法面積 58,471 m²、違法容量 1,594,000 m³と判明し、青森・岩手県境不法投棄事件(約 87 万m³)や福井県敦賀市産廃処分場(119 万m³)を上回る日本最大の不法投棄事件となった。

2005 年 5 月以降、廃棄物・土壌の溶出試験、地下水の水質・発生ガス・地下水温調査を県が実施した。その結果、廃棄物では主に建設廃材、鉍滓(鋳物砂)、廃プラスチック類などを確認し、溶出試験では、埋立区域内で鉛、ヒ素、ふっ素、ほう素およびダイオキシン類を検出し、環境基準の 2 ~ 7 倍の鉛、2 ~ 4 倍のヒ素、1 ~ 6 倍のふっ素、1 ~ 3 倍のほう素を検出した。周辺地域でも、ヒ素、ほう素、ふっ素およびダイオキシン類が検出された。

地下水の水質調査では、廃棄物埋立区域で、鉛、ほう素、ふっ素、ヒ素、トリクロロエチレン、ジクロロメタン、シス-1,2-ジクロロエチレン、ベンゼンおよびダイオキシン類の 9 項目が環境基準を超過した。周辺地域でも、ほう素、ジクロロメタンおよびダイオキシン類の 3 項目が環境基準を超過した。

発生ガス調査では、硫化水素とアンモニアは 10ppm 未満だったが、メタンが 0.6 ~ 62% も検出され、メタン発酵が進んでおり、有機性廃棄物の投棄と火災の危険がある。地下水温も廃棄物層で 20 ~ 51 と温泉並みであった。

県が設置した「安全性確認調査専門会議(議長：花嶋正孝・福岡大学名誉教授)」は、これらの調査結果については、「直ちに人体への影響など重大な生活環境保全上の支障はない、緊急に対策を講じる必要性はないと思われる」とした。

しかし、四日市市による 2005 年 8 月の水質調査では、約 3km 離れた大矢知水道水源でふっ素が 0.4ppm、処分場北側の農業用ため池の中溜でふっ素が 0.39ppm、処分場西側の

平津水路で 0.61ppm と、水質環境基準 0.8ppm に近い値であることから、処分場の影響をうかがわせ、地下水も含めた周辺の詳細かつ継続的な水質調査が必要である。

廃棄物調査では、建設廃材、鉍滓(鋳物砂)、自動車解体くずなどの違法投棄が確認されている。自動車解体くずは、2005 年 7 月の県の改善命令(撤去)により、12 月までに撤去されたが、その他の違法投棄された廃棄物は、調査も不十分であり、撤去されていない。また、許可容量を超えて不法投棄された廃棄物の撤去の見通しは立っておらず、違法投棄分とあわせて全面撤去する必要がある。

2. 石原産業のフェロシルト投棄問題

フェロシルトとは、化学メーカーの石原産業(本社・大阪市)が製造・販売し、三重県が「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づきリサイクル製品に認定した土壌埋め戻し材で、酸化チタンの製造工程で排出される廃硫酸が原料である。廃硫酸を石灰で中和・ろ過処理した沈殿物のアイアンクレイをフェロシルトと言い換えたものである。約 72 万トンのフェロシルトが三重・岐阜・愛知の東海 3 県と京都府の約 30 箇所に埋設された。

フェロシルトの製造は、中部国際空港の埋め立て材利用を見込んで 1998 年 1 月から石原産業四日市工場が始まり、2001 年 8 月から販売を始め、2003 年 9 月には三重県からリサイクル製品として認定された。2004 年 12 月に愛知県瀬戸市の埋設地から赤い水が川に流出し、2005 年 2 月に岐阜県可児市の埋設地で環境基準を超えるふっ素が検出され、6 月に岐阜県内で行われた土壌調査で環境基準を超える六価クロムが相次いで検出され、石原産業はリサイクル製品の取り下げと自主回収を表明した。

10 月には、石原産業がフェロシルトに工場廃液を不正に混入していたことを公表し、三重・岐阜・愛知 3 県が石原産業本社・四日市工場へ立ち入り調査し、11 月には、三重県警が廃棄物処理法違反容疑(委託基準違反)で本社と四日市工場や三重県庁と三重県環境保全事業団などを強制捜査した。

石原産業は、1967 年提訴の四日市公害訴訟の被告企業であり、1968 年に酸化チタン製造工程で出る廃硫酸を四日市港に 1 億トン余垂れ流し、1969 年に港則法違反などで告発され、公害事件で企業が初めて刑事責任を問われ、元工場長らが有罪となった。さらに、石原産業の前身企業の大阪アルカリは、硫酸製造と銅製錬工程から出る硫酸化物などの大気汚染による農作物被害を起こし、1916 年に裁判で負けており、公害事件では前科 3 犯の悪質企業であり、今回の事件からみても企業体質が変わっていないといえる。

このように石原産業と硫酸は不可分の関係にある。酸化チタン製造法には硫酸法と塩素法があり、石原産業が採用する硫酸法は大量の廃硫酸を発生させるが、海外メーカーが採用する塩素法は廃棄物が少ないので、製造法を塩素法に切り替える必要がある。

一方、フェロシルトをリサイクル製品として認定し、1970 年代の東京都六価クロム鉍滓事件(約 57 万トン)を超えて、各地に土壌汚染を拡大させた三重県の責任も問われる。有害な特別管理廃棄物を原料とするリサイクル製品を認めない規定を有する条例が多い中で、三重県のリサイクル製品利用推進条例は「廃棄物は全部リサイクルの対象」とした。また、

リサイクル製品の認定審査も企業の提出する書類を鵜呑みにするだけであった。

北川正恭前知事時代の三重県は、全国初の産廃税導入、三重ごみ固形燃料(RDF)発電所などを推進し「環境先進県」と持ち上げられたが、知事引退後の RDF 発電所爆発事故、大矢知不法投棄問題、フェロシルト問題などで「うまくいくはずのないものを行政のメンツで無理押し」などと、野呂昭彦現知事は批判する。マニフェスト提唱学者として「マスコミの寵児」である北川前知事は、まず自らの県政の失敗の責任をとるべきであろう。

石原産業は、約 200 億円かけて各地に埋設したフェロシルトと周辺の汚染土壌の約 90 万トン回収するが、受け入れ先を確保できているのは、四日市工場の仮置き場(最大容量約 40 万トン)と、四日市工場近傍に三重県環境保全事業団が管理する三田処分場(受け入れ容量約 21 万トン)のみであり、他に民間処分場を探しているが、一件も契約に至っていない。受け入れ処分場不足と撤去をめぐる住民との調整不調のため、撤去作業に遅れが出ている。

【 政 策 提 言 】

- 1．三重県は、日本最大規模の産廃不法投棄事件となった川越建材の大矢知産廃処分場問題について、次のことを実施されたい。

処分場周辺の徹底した環境汚染調査と当該データの情報公開

投棄廃棄物の調査結果に基づく、違法・不法投棄分の全量撤去命令も含めた適正な抜本的対策の検討

行為者である川越建材、排出事業者に対する厳格な対応

これまでの県の対応の検証と、違反等に積極的に対応する産廃条例制定も含めた今後の不法投棄対策の改善

～ の過程において、四日市市、周辺住民等に対する説明責任を果たすとともに、十分な協議を行うこと

- 2．フェロシルト投棄問題では、排出者の石原産業が認定外廃液を混入していたことが確認されており、三重・岐阜両県・京都府は石原産業に対して廃棄物処理法違反(不適正処理など)で刑事告発したが、三重県は投棄されたフェロシルトの全量撤去と自社処理を石原産業に求め、強力に指導されたい。

また、石原産業に対し、フェロシルト(=アイアンクレイ)を大量に発生させる硫酸法の酸化チタン製造工程を、廃棄物の少ない塩素法などに切り替えるよう指導するとともに、今後発生する産業廃棄物の適切な処理についても、事前に指導されたい。

なお、三重県リサイクル認定制度は、今回のような事案を防止し、適正な循環型社会の実現に資する制度となるよう、有害廃棄物の除外、厳しいチェック体制、罰則の強化などを含めた抜本的見直しをされたい。

3．四日市市は、大矢知産廃処分場、その他の産廃処分場、市内のフェロシルト埋め立て地、およびガス化溶融炉周辺の住民に対し、それぞれの問題に関して市が有する情報をすべて明らかにし、市民の意見を聴きながら、市として責任ある対応策を執られたい。

また、三重県と協力し、市内全域の廃棄物処分場について、四日市市内山町の産廃処分場の不法投棄問題(約 24 万m³)などのような違法行為等がないかどうかを緊急に調査されたい。

4．四日市市は 2007 年 4 月 1 日の中核市指定を目指しているが、産廃行政は中核市指定により三重県から権限と責任が移譲されることとなる。

全国でも最悪の規模で現に起こっている大矢知産廃処分場問題や石原産業のフェロシルト投棄問題などは、今後の四日市市政にとって極めて大きな負担となることが予想されることから、その処理方策も含めた産廃行政の基本方針を市民や市議会に示し、中核市移行の是非を議論し結論を出すべきである。

5．三重県と四日市市は、四日市の廃棄物問題について行政が設置する学識者の委員会だけで検討するのではなく、私たち環境 N G O の学識者とも協議・検討する場を設けていただきたい。

以 上

本件連絡先：畑 明郎（大阪市立大学大学院教授）

住所：大阪市住吉区杉本 3-3-138

大阪市立大学大学院経営学研究科

携帯電話：080-5633-2004，FAX：06-6605-2244

メール：hata@bus.osaka-cu.ac.jp

2) 報告(除本理史氏/東京経済大学助教授) 認定患者の現状について

1. 枠組み

- ・船橋晴俊(1999)の「公害問題研究の視点と方法」
加害構造+被害構造 「解決」過程(現在の被害)

2. 「解決」過程の問題点

- 2.1 既存研究・文献について
- 2.2 発生源対策をめぐる問題
 - ・磯津
 - ・橋北
- 2.3 患者の制度間分断
- 2.4 自然保護、入浜権運動と反公害運動との連携をめくって

3. 公害被害者の現状

- 3.1 四日市市の認定患者の現状
- 3.2 聞き取り調査の概要
- 3.3 健康障害、生活、治療
- 3.4 被害者の「社会的孤立」と「放置」

4. 公害患者と他の住民が一緒に取り組む課題の一例

- ・第4期 かわさき環境・まちづくり連続講座(2003年6月~11月)
まち歩き+参加型調査(個人史から見た水辺環境の変容過程)
水辺再生市民提案の発表

(以上)

コスモ石油四日市製油所の現状2

- 設備投資:霞の余剰地を利用して火力発電所を設置。卸電力事業(IPP)で中部電力に売電(2003年~)。精製の環境対策と相殺という形で環境アセスをクリア。
- サルファフリー燃料精製のための設備は焼却施設跡地に設置...55億円のうち一部は四日市市から補助
午起地区は狭隘で余剰地なし。

7

コスモ石油四日市製油所の現状3

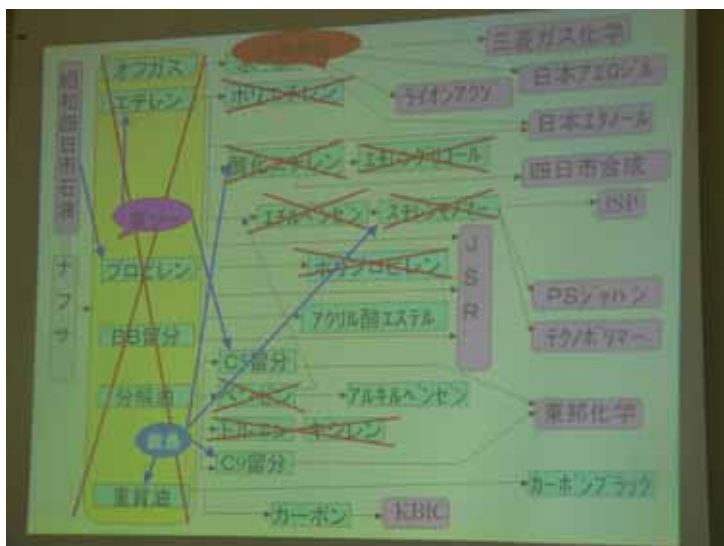
- 燃料電池実証実験:伊坂ダムの管理事務所で、東芝、コスモ石油ガスと3社で、LPG燃料固定高分子型の実証実験を行う。本社の研究開発部が中心(四日市に研究開発部門はないので)。
高性能脱硫触媒の研究も本社レベル。四日市では本社の決定に沿って設備を設置するだけ。

8

三菱化学四日市事業所の現状1

- 業績悪化から大手術。2005年から革新Phase2計画...石化(10%)、機能商品(33%)、ヘルスケア(57%)の3分野に重点化。
- 四日市では、エチレンセンターを廃棄して、樹脂関連製品(より川下)の開発・生産の拠点にする構想(鹿島・水島:石化製品拠点、黒崎:機能化学製品拠点)...現状は石化6割、機能化学3割の売上構成

9



三菱化学四日市事業所の現状2

- グループ会社...分社化し、同種製品を扱う他系列の会社と合併(テクノポリマーなど) 事業分離、石化プラント停止、生産継続製品のための増設
- 川下企業への供給責任...C₄留分は、東ソーから船で三菱化学に運び、パイプラインを使ってJSRに供給

12

三菱化学四日市事業所の現状3

- 遊休地: 歯抜け状に34.8万m² (敷地面積の18.2%) 発生 企業誘致活動: 塩浜地区ではグループ内ケミカル系企業誘致。川尻・大治田地区は脱石化。
- 川尻地区・・・OA機器リサイクル、家電リサイクル、太陽電池表面処理、LNG火力発電などが立地。2005年9月、四日市エコタウン認定。

13



三菱化学四日市事業所の現状4

- 研究開発: 従業員(約1000人)の20%は研究開発部門。大学院卒中心。
- ポリマーセンター化構想・・・樹脂ごとに研究所分散していたが、これを一体化。トヨタ・ホンダやIT産業に対して迅速に機能性材料を提供する「カスタマーラボ」。
- 自動車用電池(電解液)事業の拡大計画

15

東ソー四日市事業所の現状1

- 生産能力: エチレンセンター50万t/Y (周南では出光からエチレン購入)
- オレフィン製品: 産油国、中国等に対して厳しい競争環境。
- ポリマー製品: 大手寡占メーカーに比べて価格競争力はないが、多品種でユーザーの要求に応える。

16



東ソー四日市事業所の現状2

- 三菱化学のエチレンセンター廃止を受けて: C₄留分・・・三菱化学商標で全量JSRへ(ブタジエン輸入も)。C₅留分・・・東邦化学へ。
- 塩ビ事業・・・三井化学等の事業統合 大洋塩ビに集約
- ナフサの調達・・・3割国産(コスモ石油)、7割輸入。FCCプロピレン6万t/Y輸入
- 霞地区の敷地には余裕あり。

18

東ソー四日市事業所の現状3

- 石化・ポリマー関係の研究所が四日市に立地(周南は基礎化学,東京は生化学・半導体)。研究所人員85名。
 - ハイブリッド車用PPS樹脂、
 - プラズマディスプレイ用接着剤、
 - 薬品缶用ポリエチレン新規グレード等
- 水素…余剰なし。特区には参加せず。

19

JSR四日市工場の現状1

- エストラマー(合成ゴム)事業は堅調であるが売上比率を下げ(1999年41% 2005年30%)、ファイン(光・電子材料)など多角化事業が急成長(20% 40%)し、高収益を得ている。
- 携帯電話の基板材料や液晶画面のフィルムやレジストが好調。開発から5年で回収しなければならない。

20

JSR四日市工場の現状2

- 設備のほとんどは石化系。ファインはごく1部。四日市工場の従業員約1594人、うち研究所勤務387人(全社研究所の7割)。
- 三菱化学から隣接地約60万m²を将来活用予定地として購入。用途は未定。
- クリーンルームを設置。フィルムの2次加工にも進出。(四日市市補助はつかず、研究助成は受けた)

21

JSR四日市工場の現状3

- 開発段階では技術の摺り合わせが必要で、ユーザー企業と近いのは好材料。高度なレベルのファイン製品の開発と量産化のベースは四日市で行う。石化と違い飛行機で輸出可能。(九州工場)
- 石化事業については、需要は旺盛、コスト削減が課題。3課統合し、間接部門を減らし、集中管理によって固定費を抑制。

22

まとめ1

- コンビナートとしての関係性は揺らいでいる。
- 石油精製は、ナフサよりもガソリン重視。白油化や重油を使った発電事業を展開。設備増強のため用地確保が課題に。
- 石化部門は、再編整理の途上。石化設備跡地の利用が課題に(三菱化学)。残される石化事業においても、需要はあるが、収益性は高くない。

23

まとめ2

- 樹脂、ポリマー、ファインケミカルなどでは、周辺の自動車産業や半導体産業との共同開発が行われ、収益の基盤となっている。
- コスト削減は基本的に事業所単位。コンビナートルネッサンスの動きは今のところない。
- 市の補助事業や燃料電池実証実験は、事業所レベルではあまり影響を与えていない。

24

<p style="text-align: center;">行政ヒヤリング調査中間報告</p> <p style="text-align: center;">桑原武志 (大阪経済大学)</p> <p style="text-align: right;">1</p>	<p style="text-align: center;">行政ヒヤリングの対象</p> <ul style="list-style-type: none"> • 四日市市 2005年8月29日(月)・30日(火) • 四日市港管理組合 2005年8月30日(水) • 三重県 2005年9月6日(火)、10月21日(金) <p style="text-align: right;">2</p>
<p style="text-align: center;">行政ヒヤリング調査結果の概要</p> <p style="text-align: center;">(1) 四日市市</p> <p style="text-align: right;">3</p>	<p style="text-align: center;">総合計画について</p> <p>第3次実施計画策定にあたり、企画部門と財政部局とが一緒に考えて実施計画に変わるものとしてつくったのが、「行政経営戦略プラン」であり、政策プラン、財政プラン、行革プランの3つからなり、3か年の財政的裏づけがあるものである。</p> <p>これを策定することによって、市職員のコスト意識が高まり、個々人が目的意識を持って仕事をするようになった。</p> <p style="text-align: right;">4</p>
<p style="text-align: center;">特徴的な市行政</p> <ul style="list-style-type: none"> • 「第2次基本構想」での、「地区市民センター」への取り組みが特徴的施策である。市の出張所 + 公民館という形で、(旧村単位の)地域コミュニティの拠点とした。 • しかし、23の出張所に職員を配置するのが重荷になっていることと行政依存の体質を変えたいこともあって、住民から有償の「地域マネージャー」を公募して公務員を減らす行政改革が課題となっている。 <p style="text-align: right;">5</p>	<p style="text-align: center;">特徴的な市行政</p> <ul style="list-style-type: none"> • 四日市市が力を入れてきた施策は、YSOである。今後は、ISOをやめてYSO1本でやった方がよいと考えている。 <p style="text-align: right;">6</p>

産 業(コンビニート)

- コンビナート企業が新素材をつくるにあたって、**四日市に研究開発拠点**を持ってくるようにできないかを考えている。
- 構造改革特区での燃料電池開発。

7

産 業(工業)

- 地場産業のうち、**万古焼**は、中国製品との競争に負けて、**事業所数・従業者数が減少**。
事業所数 H6(398) H13(309) 25%減少
- 四日市市の工業政策については、従来の業界を通じた支援施策ではなく、**やる気を持つ企業を個別にバックアップし、それが他社に波及効果をもたらすことを期待するようになった**。その支援策の一つが、平成15年に「**じばさん**」に**インキュベート施設**をつくったことである。

8

産業(商業)

- 商業については、商店街が元気なく空き店舗が発生している状態である。
- 活性化の取り組みとして注目すべきは、「**諏訪公園交流館**」をつくったときの、**市民参加の取り組み**である。

9

都市計画

- もともと旧市街はコンパクトにまとまっていたが、1970年の線引きのときに、無理に丘陵地を市街化区域としたために、**まとまりのない都市構造**になってしまった。
- 市民がアイデンティティをもてるものとしては、「**港**」があるだろう。「**港**」をまちづくりに生かしたいと考えている。

10

都市計画

- **マスタープラン**を策定したが、これには都市の拡大を止めて旧市街地に住んでもらうという発想があった。
- この地域別プランを、まちづくり支援グループが地域に入って、住民とつくっているところである(まちづくりマネージャーがまちづくりの説明をし、主に自治会の会合で話し合ってもらう)。24地区中、とくに**橋北地区**から提案が出てきた(「橋北地区まちづくり構想」2005年5月)。橋北地区では、**学校の統廃合問題**と自治会統廃合問題が関連して取り上げられ、若い人がグループをつくってまちづくり構想をつくった。

11

公害問題

- 認定患者は現在518人だが、高齢化が進んでいる。
- インフルエンザ予防接種などの対応を実施。
- 公害健康被害補償法廃止(1988)後、**市の独自対策制度はない**。

12

現在の課題

- 幹線道路の自動車排気ガス問題。
- 公害対策を超えて、海や山といった自然資源を生かした環境面での取り組みができていない。
- 既成市街地から郊外へ人口(特に若い世代)が移転していき、スプロール化が進むことが心配される。これに伴い、既成市街地では、学校の統廃合が進み、その後の施設利用の問題が発生している。

13

行政ヒアリング調査結果の概要

(2) 四日市港 四日市市 四日市管理組合

14

現状と課題

- 四日市港は、三重県と中部圏を背後圏とするコンテナ貨物の輸出港である。今後は、**利用拡大を図っていきたい。**
- **(市と管理組合には、詳しい調査に基づく産業連関の意識がなかった。)**

15

4号幹線について

- 従来、23号しか港へのアクセス道路がなく、23号に過大な負担がかかっていたために(渋滞 + コンテナ増加への対応)、4号幹線の計画がもちあがった。
- この事業は、技術的に高度な事業なので、国直轄事業であるが、**計画の決定権限は管理組合にある。**

16

組織のあり方について

- もともと県単独だったが、平田市長の時代に市の発言力を増そうとし、それ以後、市のポストが増えていった。現在、負担割合を見直し、**今後は県主導でやる**ことを県と市で検討している(四日市港のあり方検討委員会)。

17

政策評価等について

- 三重県と四日市市の政策評価制度については、系譜が異なっており、**管理組合は両方のよいところを取り入れた。**

18

これからの方向性について

- 今まであぐらをかいていたが、グローバル化の中でアジアの各港と競争することになる。今後は、**コンテナをどう伸ばしていくか。とくに、北米との取引**を考えている。
- **市民に親しまれる港・親水空間**をどうつくっていくか。その一環として、「**富双緑地**」が整備された(平成18年度に完成)。
- JRと港をつなぐ構想は頓挫している。

19

行政ヒアリング調査結果の概要

(3) 三重県

20

産業について

- 強靱で多様な産業構造を目指したい。
- **地域別計画は特にない(特に四日市地域をターゲットにしていない)**。
- 企業立地政策としては、「**3バレー構想**」があり、それぞれ **クリスタルバレー構想**(液晶・平面ディスプレイ関連)、**シリコンバレー構想**(東芝、富士通)、**メディカルバレー構想**(健康福祉関連産業)となっている。

21

企業誘致について

- **われわれはセールスマン**であり、企業に三重県を選んでもらえるならば好みはしない。シャープのケースは県知事とシャープ町田社長との話し合いから、知事が考え出したものであり、これが他のケースに適用されるわけではない。

22

コンビナートについて

- 三重県北部は日本の産業構造の縮図と考える。今後は、1時間以内に移動できるという立地上の強みを生かして、「**高度部材の発展**」を考えたい。
- コンビナート企業情報については、企業訪問を通じて収集している。よって、遊休地に関してコンビナートとしてまとまった情報はない。また、遊休地といっても、企業の私有地なので踏み込めない。コンビナートは、現在、生産拠点として十分やっていると考える。

23

コンビナートの将来について

- コンビナートと内陸部企業との産業関連は、その間に商社等が経由しているので捉えにくい。むしろ、ユーザーである需要企業側から見たほうがよい。**コンビナート企業がユーザーの動向を見据えて研究開発を行うべき(価値提案型企業になるべきだ)**と考える。

24

農業について

- 農業は80%が水田である。世代交代で50代の人を中心になると、農業をやめようという考えが前面に出てしまう。
- 農業抜きで集落がなりたっている現状なので、県としては「集落営農」としてやっていきたい。そのために、**ブランド化**、**地産地消**を進めたい。

25

コンビナート防災について

- 三重県防災危機管理局が「コンビナート事業所のためのコミュニケーションマニュアル」をつくり、事業所に配布して、コンビナート内各事業所が地域住民と連携するように進めている。例えば、自治会を通じて、運動会・見学会・夏祭りをやって、住民と企業とのコミュニケーションをとっている。

26

財政について

- 現在最大の課題は、**団塊の世代(特に教員)の退職金の問題**である。

27

まとめにかえて

三重県と四日市市

28

- 三重県と四日市市の連動はあまりみられない。四日市に言わせれば、三重県は今まであまり北勢を意識してこなかったし、臨海部はそれぞれの自治体(四日市・鈴鹿)に任せてきた。それが北川知事のときに、県市一体となってやるようになったといえる(例:構造改革特区申請)。
- 行政経営、政策評価などについて非常に熱心に行っているが、県・市それぞれ系譜・特色が異なっており、つながりは見られない。

29

9 . 第 7 回政策調査研究会・まちづくり市民講座

月日 / 会場 06 年 5 月 20 日 (土) 四日市市本町プラザ 1 階ホール

基調講演 (淡路剛久氏 / 立教大学教授)

環境再生と持続可能な社会をめざして

報告 (佐無田光氏 / 金沢大学助教授)

環境再生と地域経済の再生に向けて

報告 (寺西俊一氏 / 一橋大学教授)

環境再生を通じた地域再生の課題と展望

1) 基調講演(淡路剛久氏/立教大学教授) 環境再生とサステナブルな社会をめざして

(JEC ホームページより)

きょうお集まりのみなさんはもとより、より多くの方々に手に取り、目を通していただきたいという願いを込めて、このたび刊行された『地域再生の環境学』が誕生するまでの概略を初めにご紹介しておきたいと思います。

「序文」にも記しましたが、「環境再生」の研究は2000年に研究課題として取り上げられて以来続けられ、02年10月から04年9月まではニッセイ財団の研究助成をいただいた成果として、メンバー15人によって『地域再生の環境学』としてまとめられたものです。本書の目的を一言で表わせば「環境再生を通じて地域再生をはかり、サステナブルな社会の実現をめざそう」というもので、この「環境再生を通じた地域再生」という課題の立て方に特色があります。

思い起こしますと、「環境再生」ということを論じる意義について疑問視する研究者は少なからずいましたし、「環境再生」という言葉を使うことに抵抗感を覚える人も少なくありませんでした。90年代以降、地球環境問題を論じることがよく言えば環境政策の最重要課題だとされ、逆に悪く言えば地球環境問題を論じることは“はやりのテーマ”でした。一種の危うさを感じるというのがその理由でした。たとえば、水俣病の被害者とか大気汚染の被害者たちが21世紀に入ってもなお保護されていないという現状の中で環境再生という言葉で環境政策を進めていくということは「公害」というものが置き去りにされていくのではないかというのがその人たちの指摘でした。

とりわけ、「公害」と「環境再生」の関係については、環境再生の例として、自然の再生であったり、土地環境であったりしたため、環境再生とは公害を克服した次の段階の課題だと考えられる余地もなかったわけではありません。そういった視点からはある意味の危うさを感じたのも一定理解できます。

しかし、研究を進めてみますと、私自身の場合も環境再生ともっとも遠いところにあると考えます公害の被害と環境再生という目標との間の深い政策課題の関係が感じられるようになる。そこに大きな問題があるということが分かってきました。それは正に水俣病事件でした。

とりわけ水俣病事件の第一次訴訟においてです。公害を引き起こした原因企業の過失責任が認められ、健康被害についての賠償が認められるという結果が出たわけですが、実際、その賠償というものは、いわゆる包括的な損害賠償方式なのですが、結局、裁判において認められた損害賠償というのは被害者個人の身体的損害、精神的損害に対する賠償に止まっているわけです。被害者を取り巻く家族、近隣、地域社会とかの面的広がりの中で公害というものが、環境破壊というものがどのような被害を引き起こしているかということは視野に入っていないわけです。そこを初めて被害者の権利救済の課題として、それを阻止

しようということを言い出したのが水俣病の訴訟であったわけです。

一方、そこを被害者の運動ということでやり始めたのが大気汚染の被害者の運動ということだったわけです。水俣病訴訟では地域、家族、コミュニティなどに行き着く前に個人的権利、個人的被害の賠償すら十分に行なわれていない、被害者の完全救済が行なわれていないということがこの50年の歴史の中で出てきているわけです。その点を強調し、書かれたのが原田正純さんの第1章（「水俣がかかえる再生の困難性」）です。

そういうことを踏まえつつ、環境被害を真に救済するために環境再生が必要な計画目標だという主張もまた正しいわけです。その一步を踏み出したのが先ほど申し上げた大気汚染の運動です。西淀川訴訟での勝訴は環境再生の運動の始まりと言ってよいと思いますし、公害被害者の真の救済運動で起こった環境再生の動きと言ってよいのではないのでしょうか。

環境再生の運動は環境政策の課題として、被害者の完全救済というところから出発していますが、しかし、本質的に重要な課題を提起していると、我々は考えるに至ったわけです。それは何か？ 次のような課題を提示していると考えられます。

本来の環境再生の課題というものが国際的レベルはもちろんのこと、国内の行政レベルでも、地域の市民運動・住民運動のレベルでもサステナブルな社会を構築する、あるいは現在の社会をサステナブルな、持続可能な社会に変えていくということ。これがきわめて重要な政策目標であるといことではみなさんの異論はないと思っています。

しかし、実際の我が国の公害・環境問題、それを引き起こした経済政策はサステナブルでないやり方でやってきたという点でもおそらく異論はないでしょう。

1950～60年頃に蓄積された公害と生活環境の悪化というものが1960年以降、一挙に公害・環境破壊として現われました。自然環境の破壊が進行しました。都市部や都市部の自然との接点である自然アメニティ、都市の中でのアメニティの悪化が進んだわけです。

90年代以降、地球環境の破壊がいよいよ危機的な状況になってきたわけで、このように拡大してきた公害、環境問題に対して、これまでの公害環境政策というものは第一の環境政策として、環境への負担、負荷をどう減らしていくかという公害防止とか環境負荷の低減ということが展開されています。そして、80年代の後半頃から、いわゆる廃棄物問題が処分場が不足してくるということを背景にリサイクル、循環政策ということで循環型社会を建設しようと第2の環境政策がインプットされました。

しかし、我々は被害者の運動から起こった環境再生の主張というものを環境政策の面から実例を見、各論的な領域の調査をし、現実運動として生活として進んでいるものを分析する中から環境への負荷、環境への負担を引き下げることと、循環型社会に加え第3の環境政策として環境再生、つまり破壊された環境被害のストックを直視し、環境回復と再生を図り、環境再生というものに取り組みなければならないと主張するに至ったのです。

ではなぜ、そのような視点が必要か？ ということですが、この本の「序章」に書いてあるように、結論を一言で言うならば現実の日本社会というのは環境負荷の低減と、循環

型社会の形成というフローの環境政策だけで持続可能な社会に転換するということとはできないということです。

それはなぜか？ 公害被害を含めて過去から現在に引き渡され、そのままいけばまたぞろ次の世代、その次の世代へ引き渡していくことになるであろう、過去の膨大な環境破壊、環境被害のストックを生み出しているわけです。それを負荷を軽減させて循環させると言っても結局、ストックとして残されていくんじゃないか、ということなんです。

財政赤字だけが次の世代に残されていくわけではありません。こういう環境被害、環境破壊を我々は少なくしなければいけない。そこに我々は目を向けて、そのストックに対する政策というものを展開する必要がある。これが環境再生の主張です。

『地域再生の環境学』では、こういった環境被害とストックというものを正に公害問題、公害被害者の問題として取り上げた部分が除本理史さんらによって執筆されています（2章「公害からの回復とコミュニティの再生」）。

また、自然と農村環境の破壊ストックというものを磯崎博司さんが多くの事例を上げながら書かれています（3章「自然および農村環境の再生」）。

さらに、西村幸夫さんが分かりやすく都市環境の再生について書いてくれています（5章「都市環境の再生」）。

以上は本書の一部のご紹介に過ぎませんが、当然のことながら、「総論」と「各論」が書かれています。しかし、近い将来、この総論と各論はおそらくは一つになるであろうと考えます。それは、21世紀の早い時期に地球温暖化とか、化石エネルギー資源、天然資源が減少する状況が出てきましよう。それは意外と早い時期にやってくる。そういう蓋然性が高いように思われます。ところが、変革というのは一朝にしてできるものではありません。

振り返って考えてみれば、日本が土地と金融のバブルで浮かれていた1980年代の後半、アメリカは不況で苦しんでいました。しかし、この時代に実はIT産業の次の産業というものが10年かけて準備されていたという指摘があります。つまり、変革というのは既存の体制の中で準備されていたものが条件の変化によって一挙に噴出し、構造自体を変えていくという形をとるわけです。

今後予想されるのはエネルギーを中心とした転換が図られましよう。例えば、EUの主要諸国では再生エネルギーへの転換の政策というものが重視されてきました。ごく最近、一部で原子力エネルギーへの回復、政策転換という動きが見られますが、太陽とか風力とかの自然エネルギーへの転換は環境政策のメインストリームになっていると思われます。本書では、そこまでは本格的、論理的に触れてはいませんが、地球環境を含めた自然の循環への人間活動の統合ということが実はこの本書をまとめた以降の環境再生の中期的課題だということになるわけです。そういうことがサステナブルな社会への転換の骨格だと考えられます。

しかし、それは決して過去への回帰ではありません。ただ、自然との共存というのは人類の長い歴史のほとんどを占めてきたわけですし、回復不可能な形で収奪をしはじめたと

というのは 200 年前に過ぎないわけです。いま正しい姿勢、的確な競争条件が与えられたとするならば、おそらく現在社会を動かすもっとも重要なファクターである企業、企業活動やその活動を行政的に動かすことになる政府などが自らを自然の循環に競合させる方向に向かう希望をもたなければならなくなるであろうということです。

課題となるのは、そのような変換をもたらす政策の内容です。私たちは、本書を出すにあたって環境再生に関わる国家レベルの環境政策として環境基本法とか環境基本計画の中に環境再生態勢の理念と課題、政策の実施スタイルの方法、予算と財政など主要な政策項目を明記して、それに対しどのように具体的に対応するかが重要だと考えています。

環境再生の目標が地域環境のレベルから地球環境のレベルに至るまで具体的な政策目標として、環境政策として導入され、人間の経済社会活動というものが自然の循環を基本とした新たな経済モデルとして、そこに統合されるということになりますと、サステイナブルな社会というものが我々の前により明確に現われてくるということが言えるでしょう。

先ほど回帰ではない、と申し上げましたのはなぜかと言いますと、例えばイタリアで 14 ~ 16 世紀にかけて彷彿として起こったルネッサンスです。よくギリシャ、ローマへの復帰だ、文芸復興だと言われましたが、そうではないわけです。あのルネッサンスが起こった背景には科学技術の次のステップの発展というものがあり、それが神の終生的な支配を退けて人間の精神を解放するということになったわけです。現実そのものを直視するというをやったわけです。

そのことを、我々の今の社会において考えた場合、自然への循環の中に人間の社会経済活動を融合させるための技術、科学技術というものは実は着々と滅びつつあるのではないかということです。例えば、環境再生のモデルとしてよく引き合いに出される、基地の跡地を転換利用し、自然エネルギーを用いて住民空間から自動車を排除したドイツ、フライブルグのヴォバーン地区の例は環境再生の未来モデルであるわけです。新たな技術というものを利用しつつ、確かな自然を取り戻すという産業的な変革、そこに人間の精神が加わったときに文化的な変革というものが現われてくるわけで、それこそ新たな環境ルネッサンスというものを見ることができると考えています。

問題は、そういう制度的な仕組みを社会の中に作り出していない我が国の現状にあります。それをどう新しい政策転換の中に導いていくかということが次の我々の重要な課題です。そういうことを踏まえて、最後に「四日市」について私なりの意見を申し上げたいと思います。

言うまでもなく、現代の社会を動かす三つの要素は「企業」であり、「政府」であり、「市民・NGO」です。四日市において、それらを当てはめると、「企業」は有力な当事者として存在してきました。そこをどう動かすかということは大変難しい問題です。

次に政府。国だけでなく県、市を含めて、これらがどこまで新しい変革の準備を作っていけるかということもこれまた難しい課題であろうと思います。

そして「市民、NGO、NPO」ですが、我々が当面何かできるとすれば、これであるわ

けです。先日、西淀川のおおぞら財団が新しい公害・環境資料館「エコ・ミュージ」をオープンさせました。蓄積した資料を整理し、広く公開しようという画期的な試みです。

環境再生というものは、実は市民たちの運動が現場の環境ストック、環境破壊の過去からのストックから出発するとするならば、これまでの経過や状況が資料として、情報としてしっかり見れるような仕組みを作ることが重要だろうと思います。当地においては澤井余志郎さんが努力されていますが、これをさらに環境再生という利点から、より充実した資料センターに発展させることをいまやっていただきたいと切望します。関係者はそれぞれ資料を持っているわけですが、分散的に持っているわけです。やがて時間の経過とともに散逸する運命にあります。誰かがこれを整理して1箇所に集め、情報公開してくれれば提供したいという方がたくさんおられると思います。四日市においてもそういう動きが必要ではないでしょうか ということをお願いしたいと思います。

2) 報告(佐無田光氏/金沢大学助教授) 環境再生と地域経済の再生に向けて
(JEC ホームページより)

きょうお話ししたいことは大きく分けて次の4項目です。

(1)「ポスト工業化」という時代認識について (2)日本の大都市圏臨海部 (3)環境再生への社会的投資 金沢の文化的投資を事例に (4)四日市環境再生まちづくりプランづくりに向けて.....

まず、「ポスト工業化」という時代認識について触れておきます。地域再生とか都市再生とか、いま盛んに<再生>の時代と言われていますが、一体何を再生するのか? このことは、時代の転換点に関する捉え方に関わります。1つは、産業構造の転換だけで捉える狭い捉え方です。従来の基軸産業が衰退してきたので、新しい成長産業の誘致、育成政策が必要とされるということになります。もう1つは、社会発展の枠組みの転換という視点で、「豊かさ」のあり方自体を問い直すことにつながります。

「ポスト工業化」という言葉は、いまから30年余り前、アメリカの社会学者、ダニエル・ベルが著書『ポスト工業社会の到来』(1973年)で提起した言葉に由来します。ベルは、サービス経済化と知識技術の中心性を指摘したわけですが、それだけをポスト工業社会の特徴と言っていたわけではありません。財貨の生産が至上命題であった工業社会では、製造機能を担う企業・産業が社会の中心に位置してきました。これに対して、ポスト工業社会は、保健、教育、レクリエーション、芸術などサービスと楽しみを尺度とする生活の質によって定義されるとベルは述べています。

ものが行き渡った段階では、それ以上商品を増やしても、混雑や副作用を増すだけで問題を解決しません。むしろ社会的必要にこたえるために既存のモノを有効に活かす「システム」を設計することが課題であって、ここに知的技術が活用されるとベルは見ています。つまりポスト工業化の段階とは、技術評価と社会制度の進歩によって社会の豊かさをつくりだす時代だといえます。

これに対し、日本の現状を見ますと、依然として産業をなんとか回復・誘致していこう、それを成し遂げればすべて解決するという考え方が根強いところに根本的な問題があるのではないかと。これが、『地域再生の環境学』(第6章)を使って本日の報告で伝えたい基本的メッセージです。

次に、グローバル経済のなかでの日本経済がどういう位置にあるのかということを確認しておきたいと思います。

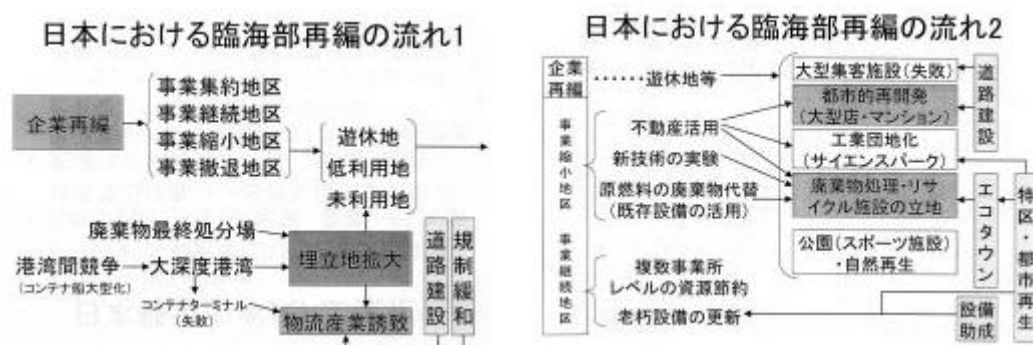
1990年代には製造業のリストラとアジア展開が進みました。しかし、その後日本経済は、欧米と似たポスト工業化段階に全面的に移行するというよりも、「ものづくりの再生」という形で復活を遂げてきました。自動車、電機、そして素材産業の復興が景気を牽引し、先端技術開発生産工場(とくに中部圏)と、アジア向け国内量産拠点(九州、中国地方を中心に)に国内投資が回帰しています。

サービス産業の比重が高まり、東京を中心に投資重視経済の性格が強まっているのも確かですが、グローバル経済のなかで日本は、「世界の工場」となったアジアを背景に、高付加価値工業製品の供給拠点として国際分業を担うような再編（＝高度工業化あるいは再工業化）も遂げつつあり、単純なポスト工業化と言えないところに問題の複雑さがあります。

とはいえ、産業再編の過程で、既存の工業はかなり整理統合され、製造業に依存できなくなった地域というのも非常に多いわけです。そうした地域で「地域再生」が課題となっています。

日本の工業地帯は、臨海部とくに大都市圏臨海部に集中してきました。現在、こうした臨海部工業地域の再編がいくつかのパターンで進められています。

図の〈流れ 1〉をご参照いただきたいのですが、臨海部再編の主要な動因となっているのは、一つは「企業再編」、もう一つは「埋立地拡大」で、そこから発生してくる遊休地、低未利用地の存在が再編の一つのきっかけとなっています。



「企業再編」については分けて考える必要があります。事業が「集約」している地区、かろうじて「継続」している地区、「縮小」している地区、そして「撤退」している地区です。事業集約地区としては君津、名古屋、福山、鹿島、水島、大分など。周南、四日市は一部を除いて概ね事業継続地区。これに対し縮小地区は、千葉、川崎、北九州などが鉄鋼業を中心に縮小され、堺や釜石の一部では本格的に撤退が進んでいます。縮小・撤退地区を中心に、遊休地、低利用地が発生しています。

一方で依然として埋立地が拡大され、広大な未利用地が発生しています。埋立地拡大の理由は用地が必要だからでなく、モノが出てくるから埋め立てしているというのが実情です。一つは廃棄物の最終処分、もう一つは港湾の浚渫土砂です。

なぜ港湾浚渫土砂がたくさん出てくるかということ、コンテナ船が世界的に大型化され、大型コンテナ船が使える港に貨物量が集中するという予測があります。港湾間競争のためには深い港にしなければならないとして、大深度港湾を掘り出すために大量の土砂が出てくるわけです。

ところが、どこでも大深度港湾にしてコンテナターミナルを造ってうまくいくはずがあ

りません。利用は一箇所に集中するわけですから。例えば、東京港と横浜港があるのにその間に造った川崎コンテナターミナルは経営破綻しました。そういう意味で、全国的に港湾過剰なのではないか、という状況にあります。

次に、遊休地を何に使っているかということに話を移します。図の〈流れ 2〉に示しましたが、立地条件のよいところから順番に、(1)大型集客施設 (2)都市的再開発(大型店・マンション) (3)工業団地化(サイエンスパーク) (4)廃棄物処理・リサイクル施設の立地 (5)公園(スポーツ施設)・自然再生、などの動きがあります。

これらの動きは、実は企業の事業再編と密接に連動しています。遊休地を積極的に都市的再開発に利用しようとしているのは、鉄鋼会社などの不動産事業部門です。しかし、都市再開発をしようとしても、それまで工業地域だったために人が集まるような交通手段が足りず周囲の環境条件も悪いので、企業単独で再開発することは稀で、自治体の計画として、道路や公園など都市インフラの整備と一体になって進められています。それも、大型集客施設の立地などはほとんどうまくいっておらず、郊外型大型店かマンションというのが実際の内容です。

都市的再開発するには立地条件が悪かったり、不動産事業部門を持っていない企業では、他社に売却したり工場内に工業団地を造ったり、または行政に売却して工業団地化する動きも多いです。臨海部に新たに立地してくる事業所というのは、どちらかという都市部では立地を嫌われるリスクの大きな事業、動物実験をしたりするバイオ関連とか、廃棄物処理やリサイクル施設です。

廃棄物処理・リサイクル施設については、鉄鋼会社などのエンジニアリング部門がガス化溶融炉などの新技術を実験的に導入する動きとも連動しています。また、事業再編で周辺から原燃料を提供する事業者がいなくなったり、コスト高になったことに対して、廃棄物資源で原燃料を補おうとする動きが鉄鋼・非鉄製錬・石油化学企業にあって、リサイクル事業の誘引となっています。

こうした企業による臨海部再編を支えているのが自治体・政府の政策です。(1)戦略的な都市整備地区ということにして交通基盤等を公的資金で整備し、(2)特区や都市再生によって規制緩和して企業の事業をやりやすくしてやり、(3)エコタウンなどの枠組みを通じて補助金などで事業を支援しています。

一部の臨海部では自然再生の事業も始められているのですが、これは使い道のないいちばん海寄りの不便な埋立地を対象としていて、地域の生活者にとっての日常的な環境空間の再生とはいえません。

以上は全般的な動向をまとめたものですが、地域ごとに企業の再編戦略は異なり、自治体の対応の仕方も違うので、それぞれの地域の臨海部再生計画の特徴というものがあります。ワンワードで表すとこんな感じです。

1. 千葉市・蘇我臨海部の再生計画 企業計画全面支援型
2. 京浜臨海部の再生計画 五月雨プロジェクト型

3. 堺北臨海部の再生計画 企画倒れ型
4. 北九州臨海部（響灘）の再生計画 積極リスク引き受け型
5. 四日市臨海部の再生計画 立地継続要望型

日本の臨海工業地域の再生計画の問題点をまとめますと、

1. 過剰埋立、過剰港湾になっているのではないかという問題。
2. 都市から離れた臨海部に立地するのは結局リスク事業しかなくて、人々から隔離された空間となることによってますますリスク事業を呼び集める構造となっていること。
3. 空いた土地を別の事業で埋めるための企業支援策が当然のように行われているが、立地条件が悪くて地域資源を叩き売りしているような状況。はたして企業支援に見合った税込還元効果、地域で実感される豊かさへの還元効果があるのか。
4. 遠隔の埋立地を使った公園整備や自然再生が、はたして地域の生活者の豊かさに寄与するのか？ ユーザーサイドに立った地域環境ストックの有効活用になっていないのではないか。

という疑問点が挙げられます。

では、こういう地域再生の方向しかないのかというとそんなことはありません。欧米でいうサステナブル・シティの取り組みは、産業の再生よりも、生活の質を高めるための社会システムの再構築に軸足があります。

サステナブル・シティの取り組み内容を整理すると、(1)都市の成長管理、交通の需要管理システム、(2)自然資源やエネルギーのマネジメントシステム、(3)地域的社会統合(地域福祉システムの再構築)、(4)環境再生への社会的投資、という内容があると考えています。今日は(4)の環境再生への社会的投資に重点をおいてお話しします。

サステナブル・シティにおいては、地域における既存の環境ストックをできるだけ効果的に活用して、地域住民の実感的豊かさ＝生活の質を高めていこうという発想がありますが、そのためにはまず工業化時代に蓄積された負の環境ストックを改善する「投資」をしなければなりません。

環境再生への社会的投資の内容は、(1)「大気・水質・土壌汚染浄化への投資」が基本になりますが、その上で、(2)「環境リスク発生源の総合的管理システムの整備」に投資し、(3)「工場跡地・産業遺産などを利用した公共空間や文化的施設の整備」に展開しています。

「投資」というからには、投資の還元効果があります。

- ・環境ビジネスの振興(直接的な波及効果、需要サイドからのクラスター形成)
- ・環境ストックの管理システムの向上(人々の「生活の質」インフラ、知識労働市場の基盤)
- ・社会制度を創造する能力の醸成(地域マネジメント力)

環境再生への社会的投資の事例として、よく欧米の諸都市が取り上げられるのですが、ヨーロッパだと遠く感じられるので、本日は国内でも可能だということを示すために、金沢の事例を紹介しましょう。

金沢では四日市とは違って深刻な公害の歴史といったものではありません。しかし、金沢でも郊外化が進んでいまして、市の中心部から施設がどんどん移転し、空洞化しています。中心部の遊休跡地をどうするかということがやはり問題になっています。一時はコンベンション施設の誘致などの計画もありましたが、それよりも都市景観・都市文化に対して社会的投資、社会制度を整備していくという形で対応しようとしています。

その一例が「金沢 21 世紀美術館」であり、「金沢市民芸術村」です。

「市民芸術村」は、紡績工場が撤退した跡地で、約 97,000 平方メートルという、東京ドーム 2 つ分の用地を市が 120 億円で購入し、約 20 億円かけて広場を整備し、さらに約 17 億円かけて改修工事を行いました。9 割は芝生の防災広場とし、一部の旧倉庫群を保存・改装して市民の文化・芸術活動の場として非営利で供用しています。

マルチ、ドラマ、ミュージック、アートの 4 つの工房が、冷暖房無料、6 時間 1000 円という格安で貸し出されています（ミュージック工房のみ 2 時間 1000 円）。これらの年間利用率はほぼ 100%です。当初、民間の貸しスタジオとの競合が懸念されたのですが、むしろ音楽活動の裾野が広がったことで、民間スタジオの利用者も増えているということです。

施設のマネジメントもユニークです。一般からのディレクター制度を採り、24 時間 365 日運営で、利用者が自主的管理責任を負うというやり方をしています。これによって、利用者の帰属意識が高く、この 10 年間、盗難やトラブル、壁などへの落書きさえないという好ましい状態を維持しています。環境経済学的にいうとオープン・リソースではなくコモン・リソースになったといえましょうか。

市民芸術村は、金沢の文化活動支援システムの一部として、市民の文化活動を底辺から支える公共投資の役割を担っています。同時に、行政にも従来とは違う創造的な施設管理の方式を生み出し、地域マネジメント力を高めたといえるでしょう。



写真左：金沢大学附属小中学校跡地に開設された金沢 21 世紀美術館。芸術要素のある「公共空間」と見られるよう設計されている

写真右：金沢市中心部の石川県庁跡地の一部。この左手に 21 世紀美術館、右手に金沢城址の石垣があり、連続性のあるオープンスペースとして整備されている



写真左：大和紡績工場跡地（約9万7000平方メートル）を活用した金沢市民芸術村
写真右：倉庫群を保存・改装し、金沢市民の文化・芸術活動の場として低価格で供用されている



写真左：市民芸術村内部。倉庫を改装して一般市民も自由に入れる公共空間となっている
写真右：紡績工場跡地の残りの空間は、緊急時の市街地防災用スペースだが、日常的には市民のスポーツやイベントの広場として使われる

最後になりましたが、四日市環境再生まちづくりプランに向けて私の意見を出させてください。すなわち

1. 四日市でも依然として埋立計画が続いているが、残された貴重な環境ストックを破壊することになる。その要因の一つは大深度港湾にあるが、本当に必要なのか検証が必要。
2. 企業支援型行財政の評価をきちんとすべきだが、税収還元効果だけでは不十分。
3. 環境再生への社会的投資としては、まず、臨海部リスク管理システムの確立と、それを通じた防災システム産業、定年退職労働者の組織化などを提案する必要がある。
4. さらに、患者や高齢者のニーズに即した介護福祉システムなど福祉型まちづくりや文化的投資による臨海市街地の再生を考えていくべきではないか。

3) 報告(寺西俊一氏/一橋大学教授) 環境再生を通じた地域再生の課題と展望
(JEC ホームページより)

四日市環境再生まちづくりプランを検討する場として立て上げたこの委員会は、7月で2年目になるわけですが、きょうは事務局として、これまでの検討経過と、あと1年かけてプランをまとめたわけですが、その提案に関わる若干の問題提起、私案的な問題提起についてお話ししたいと思います。なお、バックグラウンドなどについては『地域再生の環境学』の終章にまとめてありますので、お読みいただきたいと思います。

この「四日市環境再生まちづくりプランづくり」の検討計画は2年前の04年7月31日のシンポジウムで私からお話しました。この下地は、日本環境会議(JEC)が00年3月に川崎で第19回会議を開いた際に、環境破壊から環境再生へ転じよう、「環境再生」をキーワードにして取り組もうという宣言を採択したことから始まっています。そして、その前提は川崎の人たちが「川崎公害裁判」で16、7年闘った結果、ご承知のように和解判決が出たものの、判決が出て川崎の都市構造、臨海構造は少しも変わらない。“公害都市・川崎”はいぜんとして現実のまま残ってしまったわけです。これをどうするのか? ということで原告団・弁護団からJECへ依頼があり、97年秋に新しい都市づくりのビジョンを考えるプロジェクトを立ち上げたのがきっかけです。

さて、「環境再生」と一口で言っても何をめざすべきなのでしょう? 私は、以下の3点が重要だと考えています。

「環境被害ストック」の除去・修復・復元・再生

「環境的な豊かさ」の実現につながる「良質資産」の形成

「エコロジー的に健全で持続可能な社会」の構築

そこで、四日市の環境再生まちづくりの今後の提言に向けて、いま何が必要なのかという本題に話を進めます。

1つは、「コンビナート公害都市」の歴史・現状・未来についての市民的な目線での問い直し、市民的合意がまず基本ではないでしょうか。

2つ目は、72年7月24日に下された四日市公害判決のインパクトは実に大きかったです。しかし、残念ながら地元の四日市がきちんと継承していない。来年07年は、四日市公害判決35年にあたります。四日市裁判の意義と教訓の市民的な共有と継承、地元四日市がこの点をどのようにきちんと受け継いでいくかがポイントだと思います。

3つ目は、四日市に求められる基本的なまちづくりのビジョン、「コンビナート公害都市」から「環境文化都市」にどう転換できるかだと思います。環境文化都市はヨーロッパでは盛んに言われています。それだけに四日市ならではの新しいスタイルを求めてほしいと思います。

たとえば、「都市格をもった四日市」、「豊かな水辺空間の四日市」、「市民自治の四日市」とかのイメージが考えられます。また、四日市は企業城下町と言われていますが、企業に

もこの転換のための新しい役割を演じてもらわなければなりません。これからさらに煮詰めて、よりよいプランへもって行ってほしいと思います。

そして、そのためには率直に申し上げて、二つの問題点があると私は思っています。

第1は、地元行政のイニシアティブやパートナーシップがないことです。本来、地元自治体がイニシアティブをとって、市民とパートナーシップを形成すべきですが、それができていません。

第2は、そのためのより幅広い階層の市民主体の形成と、多層・多様な連携のネットワークができなければ真のまちづくりはできません。我々のような外人数隊だけでは限界があることは言うまでもありません。

そういうことを意識して、私たちは来年、四日市公害判決 35 周年の節目に第 24 回の JEC 四日市大会を開きたいと考えています。そこでは日本のコンビナート全体をどうするか検討し、それを踏まえて四日市コンビナートをどうするかを提案したい。また、その際にイタリアのラベンナ市やフェラーラ県で進められている「ポー・デルタ公園計画」を一つのモデルとして位置づけ、この関係者もお呼びしたいと考えています。日本のみでなく、アジアのコンビナートの関係者にも集まってほしいですし、さらに、都市の空洞化、縮退化に対し、どう再生させるかななどを議論し、提言をまとめたいと考えています。

【コメント】 宮本憲一（JEC 代表理事 / 立命館大学名誉教授）

概念は明白。あとはより多くの市民の知的参加が重要

公害は、その底辺で人と自然の正常な関係が壊れてしまう、人と人との正常なコミュニティが壊れてしまう。そして、企業が支配し、市民が自治をもたなくなる。そういう状況になった時に発生すると考えられます。

そういう意味では、公害の被害をどう救済するかから出発するとともに、まず人と自然の関係を正常化することが必要ではないでしょうか。

四日市の場合、コンビナート進出企業が工業地帯として海を独占してしまっている状況を変え、市民が水辺に親しむという基本的考えを少しでも実現させることが環境再生のためのもっとも重要なことではないでしょうか。そして、「水都再生」のためにはコンビナート内部の情報を開示してもらいたいし、防災問題も不十分です。

さきほど寺西さんが指摘されたことに通じますが、判決以降、環境と文化の豊かな町にしたいということへの市民の内発的な動きが残念ながら欠けていると言わざるを得ません。市民が「知的参加する」ことが重要です。きょうの報告でも分かるように、概念は明確になってきています。参考にするヨーロッパの先例もあります。

これからの 1 年で市民の知的参加をお願いしたいところです。

10 . 第3回四日市環境再生まちづくりシンポジウム

月日 / 会場 06年7月22日(土) 総合会館 8階視聴覚室

報告(豊福裕二氏 / 三重大学助教授)

四日市の中心市街地と商業再生

報告(桑原武志氏 / 大阪経済大学助教授)

地域計画行財政部会の中間報告

報告(除本理史氏 / 東京経済大学助教授)

公害病患者の現状と政策的課題

1) 報告(豊福裕二氏/三重大学助教授) 四日市の中心市街地と商業再生
(JEC ホームページより)

率直なところ、現段階では踏み込んだ議論には至っていません。きょうは「中間報告」
として四日市の商業環境、とくに小売店の現状について報告したいと思います。

四日市の中心市街地はご他聞にもれず、90年代に入って大きく変化しました。四日市の
商業地がどのように変化してきたかというところから入りたいと思います。

- ・四日市の商業地は歴史的に見ても、中心地が変化してきている。【図1】のように、戦
前の中心的な商店街は、の東海道や札の辻に面したところにあり、同じく飲食娯楽
地区はのあたりであった。
- ・戦後になって、のあたりに中心が移り、さらに近鉄線のショートカットなどで、現
在の中心地はのあたりになっているという変遷をたどっており、近年の四日市の中心
商業地は【図2】のようになってきている。

【図1】



四日市の中心商業地の変遷

【図2】



近年の中心商業地

- ・そして、平成になってからはいわゆる大店法の廃止、大店立地法の施行(2000年)に
よって、大型店の規制が行なわれたことから、四日市の中心商業地域も変化を余儀な
くされた。現実の動きとしては、2001年に松坂屋が閉店、翌02年にはジャスコ四日
市店、アムスクエアが相次いで閉店するなどの動きがあった。一方、スーパーの郊外
大型店化の傾向は全国的に顕在化し、四日市の場合も例外ではなかった。
- ・最近の動きとしては04年にアムスクエアの跡地にテラスクエアが開店し、さらにジ
ャスコの跡地再開発計画としてマンションとホテルが建設されると伝えられている。
地理的には西の方向に動いている。
- ・大型店が増えたことで、具体的にはどういう数字になっているかという点を見ると、
1992年と2001年の市民の利用店舗の変化は、【図3】のように中小の小売店が激減

し、中型店は少し増え、大型店が大きく増えているという現象が明確に出ている。店舗面積などでもこの傾向は顕著になってきている。

【図 3】

【図 4】

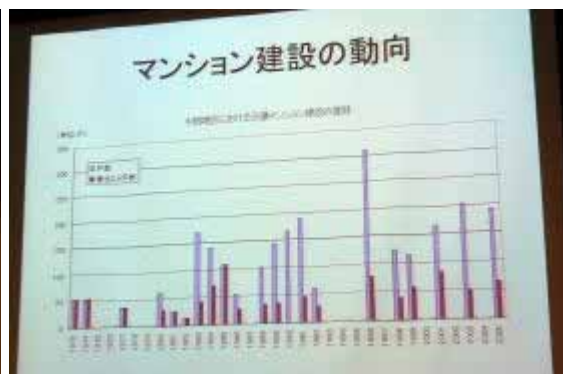
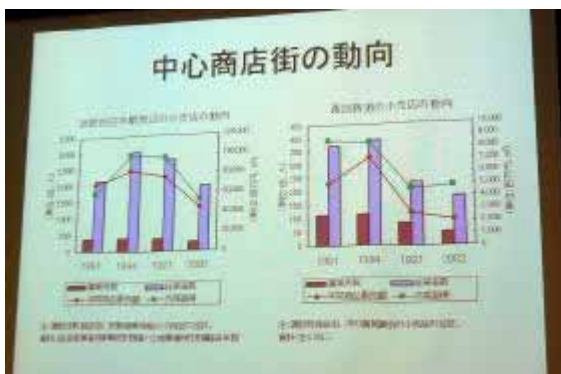


市民の利用店舗の変化 四日市市の商圈推移

- ・大型店の誕生は四日市市外からも集客する傾向がはっきりしているが、この四日市の商圈の推移を三重県の調査で見ると、【図 4】のように四日市の買い物人口 1986 年を 100 とすると、98 年の 103.3 がピークで、2001 年には 102.2 となっている。必ずしも四日市市内の買い物人口は増えていない。
- ・次に、改めて中心商店街の動向を見ると、【図 5】の通りで、近鉄四日市駅周辺も、諏訪新道の小売店とも年間商品販売額は減っているが、小売店の売り場面積は諏訪新道で 2002 年に微増に転じている。

【図 5】

【図 6】



中心商店街の動向 マンション建設の方向

- ・こういう状況を踏まえて、四日市市は 2001 年 8 月に「中心市街地活性化基本計画」を提出している。その目標像は「もてなしの心(ホスピタリティ)のある中心街」で、

基本方針としては「来街者を増やす」ことと、「居住者を増やす」であった。その結果どうなったかという、たとえば近鉄四日市駅の北口中心の調査では減っており、アムスクエアの閉店にともない休日が平日を下回るという逆転現象が出ており、歩行者の訪れが全体として上向くということはないことが分かる。

- ・一方、人口の変動を見ると、ここ3年の統計では中心部の人口が増えている。これはマンションが増えてきたことによるところが大きい。【図6】でマンション建設の推移が分かる。1996年をピークに98、99年と減ったが、2001、02年と増加に転じている。
- ・以上のような結果、市としては活性化基本計画についてはほぼ達成したとしながらも、一方で歩行者の流れは大きく変わっていないし、活性化につながっていないことを認めている。
- ・中心商店街の空き店舗が目立っている問題で、これをどうしていくかが課題であるものの、空き店舗の中身を見ると、2階に生活拠点があり、1階に他人が入るのは困るとか、建物自体が老朽化したり、あるいは家主が所在不明になっていたり、様々な要因があり、結局、貸せるのは少ないというのが実情。
- ・商店会では「空き店舗対策協議会」を作って、99年から対策を講じているが、やはり限界があり、2年で活動は休止している。
- ・市民との交流、子供との交流などのイベントも実行されているが、それが即市街地の再生化につながっていない。

以上が中間的報告ですが、現時点でのまとめとしては、空き店舗の再活性化というテーマを通じて、どう成果をあげるかということにかかっているということになりましょう。

2) 報告(桑原武志氏/大阪経済大学助教授) 地域計画行財政部会の中間報告
(JEC ホームページより)

結論から申し上げますと、私たちの議論は固まっています。きょうは、これまで部会で検討した結果を中間報告という形で以下のようなご報告をさせていただきます。

- ・部会に与えられた課題は、「総合課題」としては、大きく分けると、四日市コンビナート開発の社会的損失の全体像の解明 地域経済の発展指標の開発と、そのための過去と現在の四日市の市民的資産(福祉の元本)のリストアップとなる。
- ・また、地域計画財政部会の課題としては、四日市・北伊勢地区の交通体系・交通問題 「公害疎開」と都市構造の歪みの実態、土地利用計画・都市計画の沿革と課題、工業化・都市構造変化とアメニティの衰退の解明、再生への課題と提言 環境再生事業と防災対策への提言 環境再生・まちづくりの行財政問題・改革課題が項目として取り上げられている。
- ・部会は今年3月、6月、7月の3回開催されている。これまで議論された概要を各人別に紹介すると、以下の通り。

1) 財政について

<森 祐之(立命館大学助教授)>

- ・コンビナートによって公害疎開が起こり、公害疎開によって(郊外の)下水道と道路という社会資本の整備・維持管理がコスト高になっている。
- ・石油化学関連 18 社で見ると、四日市市の税収におけるコンビナート依存度は小さくなってきている。
- ・コンビナート主要の 40 社で見ると、法人市民税、固定資産税ともに四日市市の税収に占める割合は大きい。
- ・コンビナート関連企業に対する課税の上乗せを考えられないか。それを環境再生に振り向けることはできないか。これまでのところ、固定資産税または住民税の超過税率と基金の組み合わせが現実的に妥当と考えられるが、課税根拠をより明確化する必要がある。

<若井隆司(南山大学総合政策学部助教授)、石川良文(南山大学総合政策学部助教授)>

- ・地方環境税の導入と環境基金構想(地方環境対策の財源)
- ・化学製品
- ・石油石炭製品という産業部門に環境税をかけた場合の税収概算

	CO2 課税	NOx 課税	Sox 課税
化学製品	9億 500万(仏水準)	2300万(伊)	600万(仏)
石油等	8億	480万	2200万

2) 行政について

< 進藤 兵 (名古屋大学助教授) >

- ・ 四日市における「ポスト公害判決」の政治行政史。
- ・ 露骨な企業利益優先というよりはコンビナート共存・調整型。
- ・ コミュニティ行政を割りと愚直にやってきたように見受けられるが、それは公害で分裂したコミュニティを再生統合するためのものではなかったか。
- ・ 最近、四日市市では福祉・介護系の NPO の活動が活発になってきているようであるが、公害反対・環境 NPO は少ない。
- ・ このような中、NPO を横につなげようとする試み、NPO と行政が対等に対話するための組織化が始まっている。

< 桑原武志 (大阪経済大学講師) >

- ・ 四日市市の環境再生にとって、水辺・港とその周辺地域を含めたまちづくりをどう考えるかがである。水辺のガバナンスをどう構築していくか。
- ・ 昨年のヒアリングによれば、三重県は今後、県主導で港湾開発を進めていくことを検討している。四日市市は、財政負担の問題・首長が 2 年交代制であることの問題があるので、今後、県主導でやっていった方がよいと考えている。
- ・ 四日市市港管理組合を、まちづくりの主体としてどう活用していくか。

3) まとめ

- ・ 四日市の環境再生とは何か、具体的に考える。イメージの共有が必要。
- ・ 川崎と比べ、コンビナートはあまり衰退していない。
- ・ コンビナートがあることを前提にして、水辺と中心市街地を結びつける提案（行政と市民・企業・NPO の協働のあり方、財源の確保）を考えるべき。
- ・ 公害反対運動が幅広い市民運動につながらないのはなぜか。市民はなぜ育たないのか。とくに“市民主体論”について。

以上が、これまでの各部会の検討の中間報告です。

これらの延長線上に「今後の課題」があるわけですが、私は、市のコミュニティ、行政がどう展開してきたのか？ 都市計画の検討………の 2 点については未着手で、これらと、他の部会とを詰めていきたいと考えています。

3) 報告(除本理史氏/東京経済大学助教授) 公害病患者の現状と政策的課題

(1) 公害病患者の症状と療養の現状

- ・公害病の慢性化
- ・療養の長期化にともなう影響:薬の副作用や高齢化による合併症
- ・重篤化する患者の存在

(2) 急性・激症あるいは重篤でなくとも、患者は様々な生活困難を抱えている

- ・健康問題から生じるその他の制約
- ・塩浜病院の移転に関する問題(とくに磯津において)

(3) 社会的な被害

(4) 公害病患者をめぐる課題

- ・公害保健福祉事業(リハビリ教室、転地療養事業、家庭療養指導など)の問題点
- ・障害等級審査における合併症の重症度の参酌
- ・遺族への補償について
- ・地域福祉の観点から公害病の療養をとらえる

(以上、レジюмеより)

(JEC ホームページより)

私どもの部会では住民生活とかコミュニティ問題を広く扱うようにとの課題を与えられていますが、とくにコミュニティの再生を考える上では環境被害の1つの頂点である公害病被害患者の方々の現状から、このまちづくりの問題をどう考えるかということが大きな課題だと考えています。

この間、患者さんの聞き取りを中心に、磯津や塩浜の自治会の関係者の方々、民生委員の方々に聞き取りをしてきました。

調査の概要を報告しますと、期間は2005年5月2日以降、現在も継続中で、昨日も認定審査会の先生方にお話を伺ってきました。内容は文献調査と聞き取り調査で、聞き取り調査の対象は、公害病患者本人(ほぼすべて認定患者)、その家族・遺族、公害反対運動関係者、自治会長、民生委員、市役所、市社協、医師会などです。

現時点までに行なった公害病患者への聞き取り調査対象は患者本人が16人、家族・遺族が14人、計30人です。このうち磯津は、患者本人13人、家族・遺族8人、計21人です。磯津以外(転出者を含む)は、患者本人3人、家族・遺族6人、計9人です。調査対象者は澤井余志郎さんや患者会の紹介によりました。以下、これまでの聞き取り調査の結果です。

< 公害病患者の症状と療養の現状 (1) > 公害病は「慢性化」してきている

- ・近年、とくに 1990 年代以降、薬剤、治療・症状管理技術の向上により、急性・激症型の患者は減った。これは症状が軽症化したことを意味するのではなく、むしろ症状の経過（発現と進行）が緩やかになったと見るべきである。公害病の慢性化が現在の特徴で、「慢性化」はいまやキーワードの 1 つだ。

< 公害病患者の症状と療養の現状 (2) > 療養の長期化の影響：薬の副作用や高齢化による合併症

- ・公害病の慢性化 療養の長期化 薬の副作用や患者の高齢化 合併症
ステロイドの副作用（水島の調査）：1976～2000 年に死亡診断書が出された認定患者（501 例）のうち、33.3%が 1 回以上、12.0%が 2 回以上の骨折経験（『公害死亡患者遡及調査』）
- ・我々の聞き取り調査：高血圧や胃潰瘍、体調悪化などの薬の副作用を訴える方や、公害との因果関係は不明だが、腎臓病や脳梗塞など呼吸器疾患以外の病気にかかった、あるいはかかっている方が少なからずいた。しかし、そうした合併症あるいは他疾病の治療は、ぜん息発作の予防のために慎重にせざるを得ないこともある。

< 公害病患者の症状と療養の現状 (3) > 重篤化する患者の存在：長期の療養の末に、症状が重篤化している患者がいることも分かった。

- ・肺機能が低下し、在宅酸素療法のために、家中に酸素を吸入するチューブをはりめぐらしている患者（60 代男性）
- ・気管支ぜん息が重篤化して肺気腫に。在宅酸素療法を受けており、通院（タクシー利用）以外で外出することが困難（70 代男性）

< 患者の生活困難 > 急性・激症あるいは重篤でなくとも、患者は様々な生活困難を抱えている。

- ・仕事上の制約
体調が悪くても無理をして仕事を続けているという方が多いが、障害等級を引き上げる要因に。
最近、ぜん息の悪化により、引退を余儀なくされたという方もいた（在宅酸素療法を受けている 70 代男性）
- ・健康問題から生じるその他の制約
仕事以外にも外出（とくに長期の）困難など、公害病患者は生活面で多くの制約を抱えている。実例の 1 つとして、いつ発作が起こるか分からないので、家のいたるところに携帯用の薬の吸入器を置いている 70 代の男性がいた。

< 塩浜病院の移転に関する問題 > 磯津に近く専門的に公害病治療を行なってきた塩浜病院の移転（94年）による、磯津の患者らへの影響

1. 急な発作への夜間対応がなくなった。移転後、2年間の経過措置（＝夜10時から1～2時間程度、医師の待機）があったが、現在は廃止。
2. 通院先が遠くなり、費用・体力的負担が増加。
3. 主治医のいる塩浜病院にいけばよいという条件がなくなり、普段は近くの病院、定期検査などは大きな病院、というように、複数の病院にかからなければならなくなった。
4. 塩浜病院廃止だけが原因ではないが、四日市ぜん息に理解のある医師が少なくなっている。そのため、頻繁に医師に症状を説明せねばならず、検査をさせられることもあり、患者にとって体力的に負担になっている。

< 社会的な被害 >

認定患者への周囲の目線：多くの患者が認定されていることを周りに隠している。その理由として、病気のことを公言したくないという一般的理由のほかに、公害のために「お金をもらっている」というような妬みや偏見をもった目で見られる。

- ・このことが1つの要因となり、患者の間には、「被害者が被害を訴えなければいけない」という、いわば逆説的ともいえるべき“規範”があるようである。
- ・歴史的には、公害問題の「解決」過程で、加害企業により発生源対策に被害者らの関与する余地が狭められてきたことなどが背景にあるのではないか。

< 政策的課題（1） > 市の公害保健福祉事業（リハビリ教室、転地療養事業、家庭療養指導など）について

- ・転地療養事業には、宿泊をとまうため仕事がある場合は参加しにくい。外泊の是非につき主治医の診断書が必要。年齢上限が80歳とされている、などの制約がある。そのため参加者が毎回十数人程度と、減少・固定化の傾向がある。この傾向は、リハビリ教室でも同様である。一方、随時可能な水泳教室は比較的用户が多い。
- ・このように、一部の事業で参加者が減少・固定化する傾向にある現状を踏まえ、患者が気軽に参加できる事業の追加など改善が必要であろう。
- ・また、この事業の一環として、保健師による家庭療養指導がある。現状では、毎年1名体制で、市内在住の400人以上の認定患者を訪問するため、体制強化の必要がある。

< 政策的課題（2） > 障害等級審査における合併症の重症度の参酌

- ・認定患者が生活保障的給付である障害補償費を受けている場合は、その額の決定にかかわる障害等級の審査を毎年受けなくてはならない。制度上は、公害病の症状の軽重

のみによって、障害等級が決定されることになっているが、現在では、上記のような療養の長期化にともなう影響により、合併症を参酌するか否か、あるいは参酌する場合はどの程度参酌するのか、といった問題が生じている。

- ・四日市医師会による他地域へのアンケートによれば、この点に対する対応は、地域により判断が分かれるところである。合併症と公害病の相関を否定できないのであれば、障害等級審査において、この点も考慮されてしかるべきではないか。

<政策的課題(3)>

- ・認定患者が死亡した場合、遺族補償額は死因としての公害病の寄与度に応じ差がつけられ、補償額ゼロの場合もある。療養の長期化により合併症が出てくると、それにより死亡した場合、公害病の寄与度をどう判断されるのか、という不安の声がある。また、寄与度がどうであれ、公害病患者として苦しんできたことに違いはないのだから、すべての患者に対してなにがしかの遺族補償がなされるべきだ、という声もある。
- ・寄与度の判断は死亡時の医師の診断書に左右されるので、こうした患者らの不安は、公害病に理解のある医師が少なくなっている、という事情によって増幅されている。この点についても、障害等級審査と同じく、合併症と公害病の相関を否定できないのであれば、遺族補償額の判断において、合併症も考慮されてしかるべきではないか。
- ・また、公害に起因するとは限らない他疾病が直接の死因であった場合でも、公害病との関係で治療が遅れたり増悪するということも考えられ、そのような観点から、公害病の寄与度が評価されてもよいのではないか。

<政策的課題(4)> 地域福祉の観点から

従来、公害病患者に対しては、制度的な救済として医療費や障害補償費のような金銭的補償が主に行なわれてきたが、福祉的サポートの面から対象者として把握されることはまれであった。

しかし、療養の長期化という現状を踏まえ、介護ニーズなど福祉的ニーズを抱える可能性が高い人たちとして公害病患者を捉え、まちづくりという観点も含めて見守っていく必要があるのではないか。

以上のように、依然として様々な問題点を抱えているというのが実情ですが、地域福祉的観点から見ると、まちづくりということも視野に入れた対策の確立が今後いっそう望まれるのではないかと、というのが現時点でのまとめです。

11. 第8回まちづくり市民講座

月日/会場 06年10月9日(土) 本町プラザ 1階ホール

朗読(人見悦子氏)

童話「狼森と箆森、盗森」作:宮沢賢治

講演(波多野憲男氏/四日市大学教授)

「四日市公害と都市計画」

1) 朗読(人見悦子氏) 童話「狼森と笹森、盗森」作:宮沢賢治

講演に先立ち、富田幼稚園保母の人見悦子さんによって宮沢賢治童話『狼森と笹森、盗森』が朗読された。この童話は「計画を立てるときは周辺の同意の必要性や共存性」を宮沢賢治が当時から提唱したもので、波多野さんは「今日に通じる精神」として、講演の際に引用するので、講演に先立ち朗読された。

2) 講演(波多野憲男氏/四日市大学教授) 四日市公害と都市計画

1. 三つの都市計画図からみた石油コンビナート形成

四日市公害の原因となった石油コンビナート形成の経緯を「都市計画」から検証する。

- ・ 1941年(昭和16年)四日市市都市計画図
- ・ 1960年(昭和35年)四日市総合開発計画
- ・ 1966(昭和41年)年四日市公害対策マスタープラン

(1) 1941年都市計画図と南部開発

- ・ 計画図が描いたもの: 四日市南部工業地域の整備/北部富田浜沖の埋め立て/関西急行鉄道(近鉄)の軌道変更/
- ・ 吉田勝太郎市長の「工業立市」: 1936年四日市都市計画図/羊毛を中心とした繊維工業/南部工業専用港/石原産業と東邦重工の誘致/
- ・ 海軍燃料廠の立地と土地区画整理事業: 50万坪の施設/180万坪から778万坪の計画/人口15万人構想(6.4万人)/三重都市計画地方委員会・兼岩伝一/伊勢臨海地方計画/3200万坪の埋め立て/

(2) 1960年四日市総合開発計画の構想と理想工業都市プラン

- ・ 工業地帯から工業都市へ: 海軍燃料廠の跡地と昭和石油/南部塩浜の石油コンビナート化/霞ヶ浦地先の埋め立てと工業誘致(東海製鉄・八幡製鉄)/
- ・ 線状都市計画: 市街地区域と非市街地区域/臨海部の工業地帯と丘陵地の住宅地/緩衝地帯としての生産緑地/生産環境と居住環境の保全/バイパスと生活動線の組み合わせ/コミュニティの育成/近郊農村の近代化/国土計画協会への委託/全国総合開発計画のモデル/

(3) 1966年公害対策マスタープランの役割

- ・公害対策マスタープランの評価：公害を克服するという目標に関しては未完に終わった計画/四日市の今日の都市構造に影響を与えたという意味では実現した計画/公害被害の住民にとっては幻想の計画/
- ・「公害ありき」の計画：亜硫酸ガスの大気中濃度の現状固定/ 公害発生源を含む重化学工業の立地できる地域 ある程度公害が及ぶ地域 公害が及ばない地域/
- ・実現されたもの：霞ヶ浦地先の第3の石油コンビナート/18万人の新市街地造成計画と郊外住宅団地/高速道路と井桁状道路網/緩衝緑地（中央緑地と霞ヶ浦緑地）/

2. 石油コンビナート形成と日本の都市計画の「おくれ」

四日市公害の発生源である石油コンビナートが、都市計画の下に形成されてきた。また、都市計画が住民の公害被害に対して無力だったことも事実だった。この原因は、日本における都市計画の「おくれ」にある。

(1) 日本の都市計画の「おくれ」と都市計画権限

- ・三つの都市計画は国の都市計画権限のもとに策定：1919年都市計画法と1968年都市計画法/「都市計画、都市計画事業及毎年執行スヘキ都市計画事業八都市計画委員会ノ議ヲ経テ主務大臣之ヲ決定シ内閣ノ認可ヲ受クヘシ」/「国土計画協会」「都市計画協会」への委託/
- ・都市計画権限の地方自治体への委譲：1968年法/市町村より都道府県知事/国の認可/2000年法改正/都道府県、市町村の自治事務/「協議し、同意を得る」/基礎自治体への権限委譲と計画への住民参加/

(2) 「計画なきところ土地利用転換なし」を計画理念として

- ・都市計画の計画理念：宮沢賢治の「狼森と策森、盗人森」の土地利用思想/土地所有と土地利用の自由/周辺との同意/同意に代わるルール/
- ・「計画なきところ土地利用転換なし」を計画理念とした都市計画制度：土地利用の可能性は計画によって付与される/今の都市計画は、人々の共同生活空間の先取り、抜け駆ける利用や独占利用を許している/

12. 第9回まちづくり市民講座

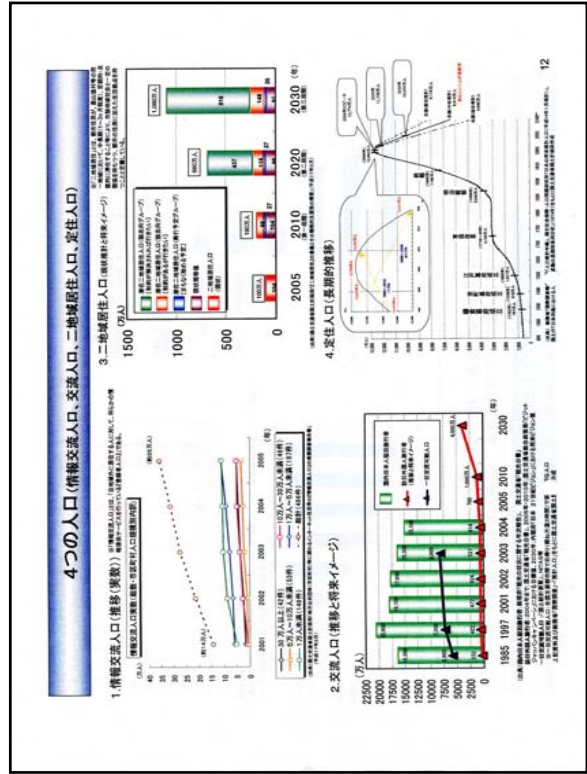
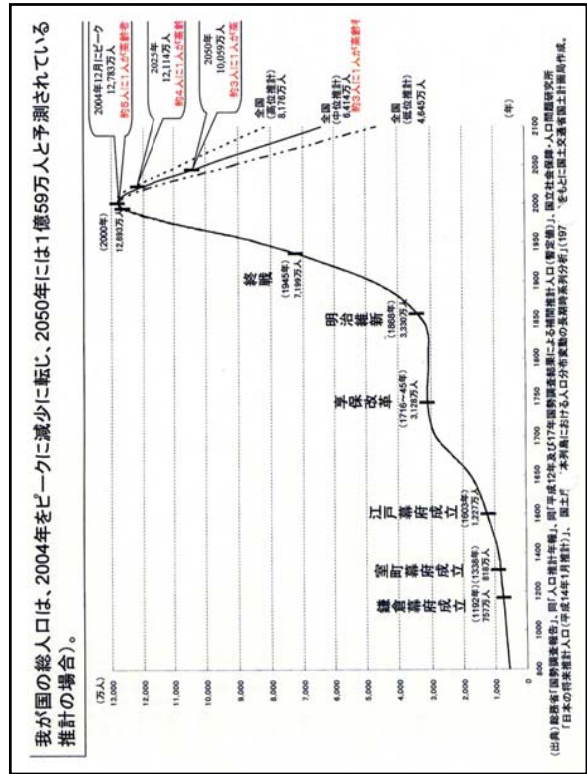
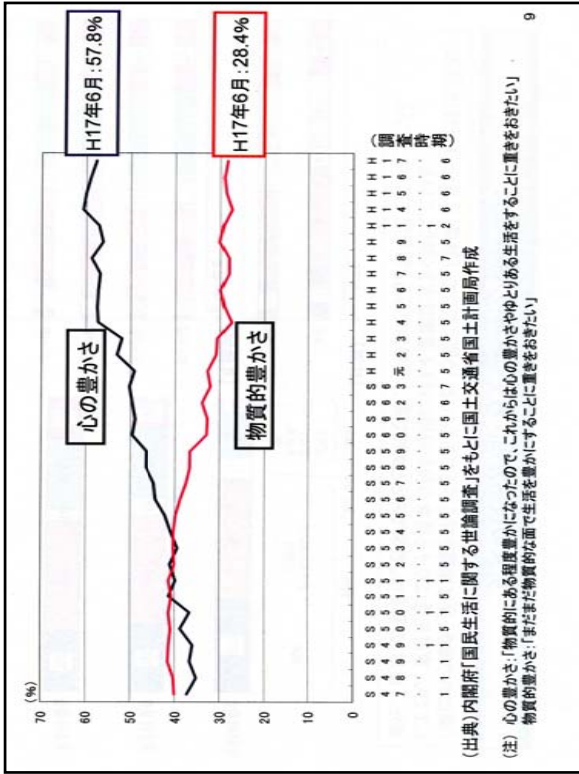
月日 / 会場 07年1月13日(土) 総合会館 7階研修室

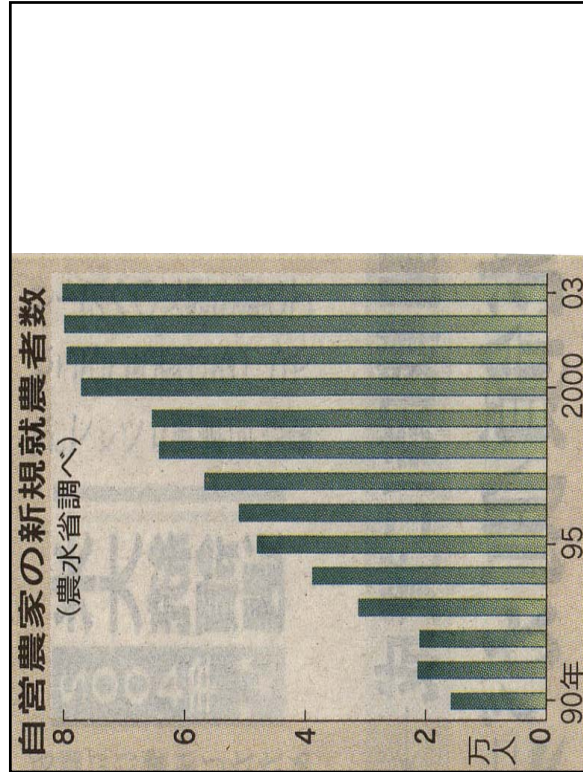
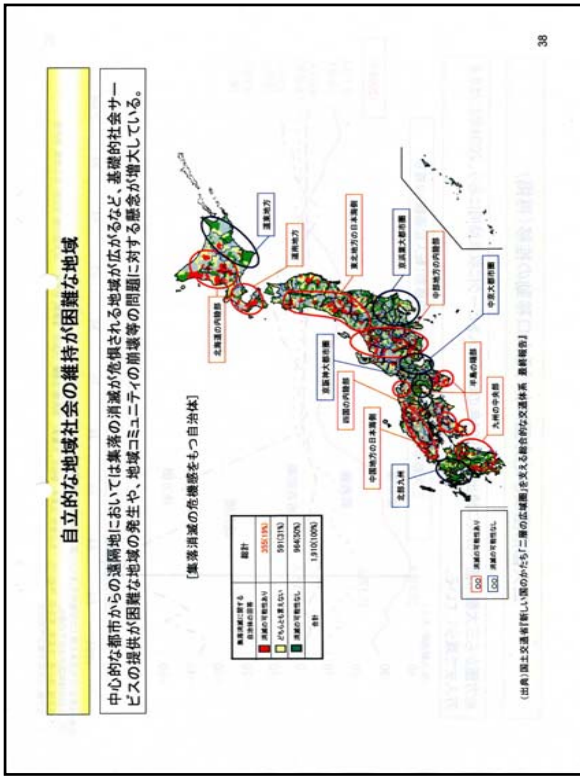
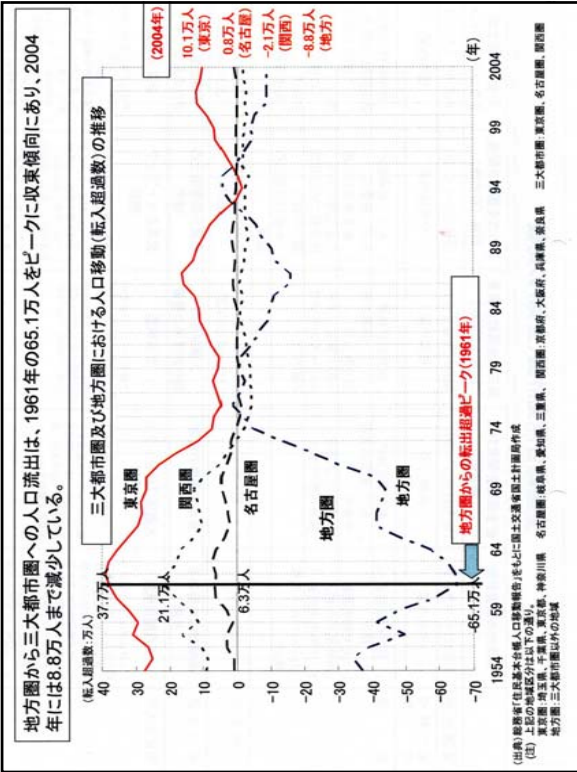
報告(西村幸夫氏 / 東京大学大学院教授)

「これからの都市再生とまちづくりの課題」

これからの都市再生と まちづくりの展開

**東京大学教授
西村幸夫**





中間報告

(遠藤宏一(2006)「四日市の都市再生への道 - 「四日市環境再生まちづくり検討委員会」の取り組み - 」中部の環境を考える会『環境と創造』2006年版：所収原稿より)

2004年7月に始まる「四日市環境再生まちづくり検討委員会」(以下、「検討委員会」と略称する)の取り組みについては、既に昨年度の本誌において公害市民塾の澤井余志郎さんの会員レポートとして、その経緯と1年間の取り組みが紹介されている(『環境と創造』NO.24 参照)。したがってこの小論は、その後の取り組みを紹介しつつ、最終的な取りまとめに向けての課題と展望を述べておきたい。

1. なぜいま都市再生か

「四日市環境再生まちづくり検討委員会」は、主として日本環境会議会員や地元の大学その他で、広い意味での環境問題・政策の研究に関心を持つ者で組織される「政策調査研究会」と、そうした調査研究と連動・並行しつつも、独自に地元の行政や住民運動組織・公務労働者組織のネットワークによる環境再生まちづくり政策の主体形成を課題とする「まちづくり市民会議」(「検討委員会」の現地事務局として「まちづくり市民講座」の運営にあたる)の二つの組織が、車の両輪として動くように編成された。ところでなぜ今四日市で環境再生、ひいては都市再生が課題とされねばならないのか。

周知のように1972年の被害者原告の全面勝訴となった四日市公害判決は、大気汚染の因果関係、共同不法行為、立地上・操業上の過失等を認定した画期的なものであった。したがってその後、この判決の意義は国内外大きな影響を与え、とくに大気汚染対策や公害被害補償制度などの点では公害対策は前進した。しかし、地元四日市はいうまでもなく多くの公害地域の行政や住民のなかで、この判決のもつもう一つの歴史的意義、とくにコンビナートの立地上・操業上の過失が認定されたという重要な点が、その後のわが国でこれまで十全に認識されてきたとはいえない。立地上・操業上の過失の認定の意義は、コンビナート企業の立地と操業に根本的な転換を迫り、同時に国や自治体に「四日市型開発」といわれた戦後地域開発の失敗を是正する地域政策への転換を求め、ひいては都市とは何か、地域社会とは何かを問うていたのである。詳論は省くが、このことは今日までこの地元四日市においても、公害判決記念の節目毎の集会・催し等でも繰り返し提起されてきた(拙稿「四日市環境再生まちづくり委員会がめざすもの」『環境と公害』Vol.34, No.3, 2005 参照)。だが結局、行政を始めとしてこの判決の精神に流れるものは基本的には受け継がれず、環境・都市の再生の課題は手つかずのままであった。

そのため1980年代前後から、わが国で四日市公害判決以後の環境政策の全面的後退が顕著になるとともに、再び西淀川、川崎、尼崎、名古屋南部等のコンビナート地域で公害被害者による大気汚染公害訴訟が提起されることになったが、これらの訴訟で新たに追求

すべき課題として提起されていたことは、被害の救済や公害の根絶とともに、「環境再生とまちづくり」という視点であった（「(座談会)川崎公害訴訟がめざすもの」『公害研究』Vol.12,NO.2,1982、あるいは篠原義仁「各地の公害裁判と名古屋あおぞら裁判の意義」『名古屋あおぞら裁判第1次訴訟判決5周年記念のつどい』講演録 2006年6月等参照）。

90年代後半になってこれら一連の裁判は相次ぎ勝訴と和解を勝ち取るが、これらの地域では公害被害者が企業からの補償金の一部を投じて、公害地域の環境を再生し健康で美しい都市再生をめざす運動をおこした。その口火を切ったのは西淀川の公害被害者であったが（公害地域再生センター「あおぞら財団」結成）以後、川崎、水島、尼崎や名古屋南部の大気汚染患者によって同じく公害地域再生の画期的な動きが始められた。

改めていうまでもなく、四日市環境再生まちづくりへの取り組みは、こうした各地の動向を教訓としてそれに呼応しようとした意義をもつ。しかし取り組みをはじめて改めて気付かされたことは、逆説的かも知れないが地元における公害問題の「風化」という現実と、否応なく向き合うということであった。言い換えれば、判決から既に30数年を経たいまになって改めて公害判決の趣旨に立ち返り、環境再生まちづくりを構想するという取り組みは、他のコンビナート地域の先進的な取り組みとは異なった困難な課題も解き明かさねばならないということである。

2. 取り組み2年目の中間総括

「検討委員会」の取り組みの始まりとまさに軌を一にして、地元四日市を大きく揺らす大問題が発覚した。四日市では既に公害問題の終結という認識が広く流布され、また前知事のもとで環境先進県が謳われていたその背後で、日本最大ともいわれる四日市大矢知地区の産業廃棄物不法投棄が明らかになり、加えてかつての被告企業である石原産業四日市工場の廃棄物アイアンクレー、フエロシルトの不法投棄問題が浮上したのである。これは大気汚染とは異なる公害問題が依然として進行していることを明らかにし、まさに進行形の公害対策と都市再生の課題の同時解決が求められているという現実であった。したがって、取り組み2年目を迎えた「検討委員会」の中心になった取り組みの一つとして、急遽、廃棄物問題ワーキンググループをつくり、三重県知事、四日市市長などに対し緊急に「四日市の廃棄物問題への政策提言」を提出するとともに（2006年3月2日付け）、現地視察や2度にわたる「まちづくり市民講座」シンポジウムを重点的に開催した。

その一方、「政策調査研究会」の調査研究活動としては、地域経済部会、地域計画・行財政部会、環境政策部会、社会関係調査研究（生活・コミュニティ、住民参加）部会の4つの部会を組織し、2005年8～10月にかけて三重県庁、四日市市、四日市港管理組合、四日市商工会議所、コンビナート立地企業等に対する統一ヒアリング調査や部会の個別調査を集中的に行った。その成果に関しては公開の政策調査研究会で逐次報告を重ね、とくに「第3回まちづくりシンポジウム」（2006年7月）では、これら部会毎の現状分析を中心にそれまでの調査研究の中間総括を行い、これらを踏まえいよいよ「政策提言起草WG」

を組織して、環境再生まちづくりプランの取り纏めにはいることが確認された。ところでこれらの中間総括の詳細な内容をここで紹介する紙数はないが、当初の「政策調査研究会」の研究調査課題の設定（遠藤宏一 2005、前掲論稿参照）との関わりで、幾つか重要な論点を2～3指摘しておきたい。

私達は、一つには環境再生事業の前提ともいえる課題として、今度こそ四日市コンビナート開発の社会的損失の全体像＝「環境被害のピラミッド構造」の解明が不可欠と考えた。なかでも公害被害者の被害の全容とその救済政策は、環境再生への取り組みの出発点であることを共通認識とした。とくにこの問題は四日市では国の補償制度が出来てから（またその制度廃止以降においても）そうした全容把握がされてきていないため、このためには直接的な被害者の聞き取り調査等の取り組みが緊急に必要と考えた。そこで社会関係研究部会は、一カ年にわたる公害被害者等の聞き取り調査等に基づいて、四日市公害被害者の現状に関する調査を行った（その中間的な取りまとめは、ワーキング・ペーパー：除本理史他著『四日市公害被害者の現在に関する調査報告書』東京経済大学学術研究センター、2006年6月参照）。そこでは公害病の慢性化、高齢化による合併症や重篤化の現実、そしてとりわけ歴史的経緯も解明しつつ被害者の「社会的孤立」と「放置」の実態が明らかにされ、被害救済の様々な課題提起とともに地域福祉やまちづくり視点から公害病の療養をとらえる必要が提起されている。

二つには、県や市当局の行政調査にみる限り、相変わらずコンビナート政策をもっていないし、もとうともしていない姿勢も明らかである。今日、素材供給型の重化学工業は転換期にあり、中長期的には新しい産業構造への転換が進み、臨海部の産業の停滞という問題に直面するかも知れない。既に三菱グループでは石油化学製品の基礎原料であるエチレンの製造を中止し、高付加価値製品の製造に転進を図ってきている。これに伴いコンビナート地域の土地利用の変化・遊休地化等が予測されているが、それらのコンビナートの実態把握はなされてはいなようであり、今後もコンビナート企業の発展に期待するという行政姿勢に変化はない。それどころか大震災等の防災体制に関しても、コンビナート地区に関しては企業任せで、行政からは空白地域になっている。その意味でまちづくり提言のなかでコンビナート企業の対策をどう構想するか難しい課題を抱えており、さらに独自にコンビナート企業の現状、経営戦略の展望等の内在的な把握が不可欠な課題となっている。

三つには、環境再生とまちづくりの主体形成に関わる論点である。環境再生まちづくりへ取り組みを先行的に進めている地域では、川崎にみるように何よりも行政が「条例」で独自の被害者の健康救済施策も展開してきたし、かつ現在は西淀川や水島なども含め、これらの地域では被害者が主体的に環境再生の運動を担っている。四日市の場合、まちづくりの主体的条件がこれらの地域と決定的に異なっている。四日市公害被害の激化と公害裁判の過程で、教員組織の公害教育等の実践や運動、四日市医師会などの献身的な被害者救済等の活動等の特筆すべき諸活動も含め、反公害と訴訟支援の多くの活動が起こった。しかしそれらの運動は、公害判決後そのほとんどが「変節」と停滞のプロセスをたどり、早

い段階から「四日市公害は終わった」という世論と雰囲気醸成されてきた。私達はその歴史的・政治的過程をそれ自体として検証し教訓を明らかにすることも重要な論点と考えている。なおこれとの関わりで付言すれば、現在でも、四日市港管理組合が推進している霞4号幹線道路計画に反対し、コンビナート地域にわずかに残されている高松干潟を守る地域住民運動のように、コンビナート開発に関わる住民運動は起きているが、市民の関心は必ずしも高くはない。しかし四日市の環境再生まちづくりには、こうした運動と連携し大きな市民運動のうねりをつくるのが、その具体的実践の第一歩となるのではないか。

3. まちづくりプラン提言と「日本環境会議四日市大会」開催に向けて

「検討委員会」の取り組みは3年目に入り、いよいよ「まちづくりプラン」提言へのまとめの作業が始まる。今日の四日市について、環境再生まちづくりプランを構想すればそのコンセプトは何か。まだ私見ではあるが、2カ年の「検討委員会」の作業を踏まえれば「工場都市(=企業都市)」四日市を、少なくともいかにして「工業都市」に再生するかということであろう。そのための一つの課題は、コンビナート企業に独占されている海をどう市民の手に取り戻すか、いわゆる「水都」再生というコンセプトである。もう一つは公害被害の激化に対応して生じた「公害疎開」のため、四日市の都市構造は西部丘陵地にニュータウンが展開し、結果として分散型・広域型都市に変貌した。このため現在では、戦前からのインフラストラクチャーの集積した臨海部・都心の中心市街地の空洞化をどう再生するかと併せて、都市圏内における都市・農村共生のあり方も構想することが課題となるであろう。そして三つには、いま四日市に生まれている様々な市民の活動の連携とネットワークを構築する取り組みのなかで、四日市公害の教訓を次の世代に語りつぐ環境教育のあり方を再検証し、その過程で公害被害者の「社会的孤立」を克服し、福祉と協働のまちづくりの主体形成を追求することであろう。

2007年7月には四日市公害判決35周年という節目を迎える。したがって、これにあわせて「検討委員会」と日本環境会議の主催で、「四日市公害判決35周年記念・第25回日本環境会議四日市大会<環境再生まちづくりプラン提言の集い>」を7月21日・22日に開催することになり、現在そのための実行委員会も発足した。「検討委員会」としては、この場で四日市環境再生まちづくりプランの提言を報告し、地元四日市や東海地域の市民をはじめ、全国で環境再生・都市再生の取り組みをしている人々との討議と経験交流の有意義な機会が持てればと思う。